

静岡県三島市

三島市埋蔵文化財発掘調査報告

XXI

山中城跡・本調査・確認調査

—山中城跡と平成25年度実施の本調査・確認調査—

2017

三島市教育委員会

静岡県三島市

三島市埋蔵文化財発掘調査報告

XXI

山中城跡・本調査・確認調査

—山中城跡と平成25年度実施の本調査・確認調査—

2017

三島市教育委員会

例　　言

- 本書は、平成2年～15年に行われた国指定史跡山中城跡の現状変更に伴う発掘調査のまとめと、平成25年度に実施した市内遺跡整理事業の報告書である。
- 本事業は、平成27年4月1日より平成29年3月31日まで実施した。
- 各遺跡の調査に係る詳細データは、各報告冒頭に例言として記載した。
- 本報告書の遺物整理は芦川が整理作業員を指揮して実施し、原稿執筆は以下の各調査担当学芸員が実施した。

第1～3章 山中城跡・本発掘調査・確認調査（平成25年度）…芦川忠利・矢田香緒里・須原淑乃

- 本報告書掲載の調査資料は、すべて三島市教育委員会に保管されており、資料貸し出しの用意がある。また、本書の複製は、文化財の保護、教育普及、公開活用、学術研究が目的の場合にかぎり、著作権者の承認を得ずに利用することが出来る。ただし、出典を明記する必要がある。
- 遺跡の調査、遺物整理では次の方々に御教示いただいた。厚く御礼申し上げる次第である。

文化庁・静岡県教育委員会・静岡県教育委員会文化財保護審議委員

三島市文化財保護審議委員・富士宮市教育委員会・富士市教育委員会・沼津市教育委員会

伊豆の国市文化観光課・函南町教育委員会・長泉町教育委員会

- 埋蔵文化財関係事務局

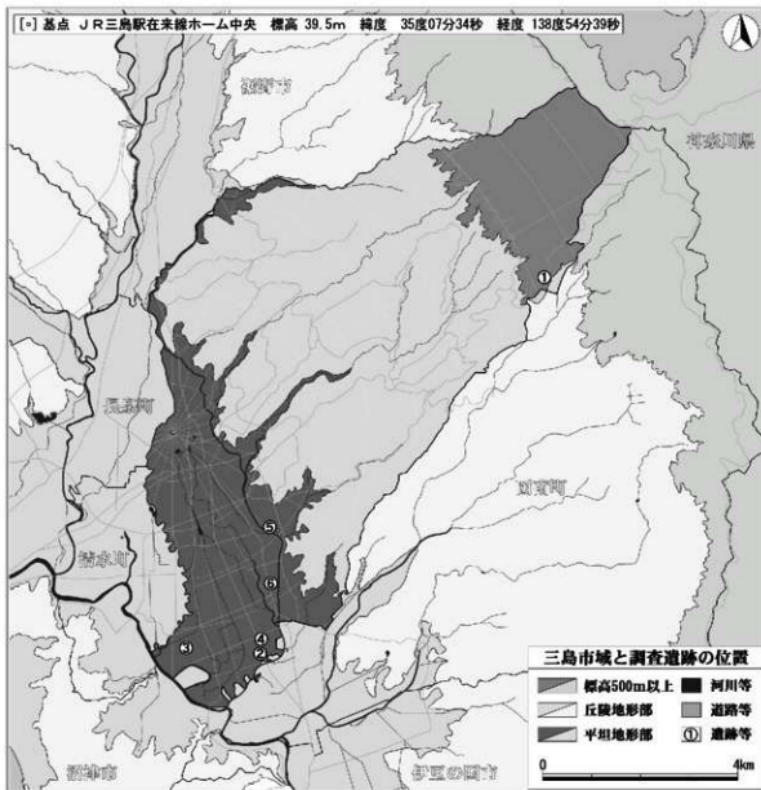
【平成25年度】

教育長	西島 玉枝
教育部長	杉山 孝二
教育部参事	宮澤 正敏
文化振興課 課長補佐	池田 健二
文化振興係 主任	橋本 泰浩
文化振興係 主査	石井 章代
文化振興係 主事	鈴木和可子
文化振興係 臨時職員	鈴木瑠美子
文化財係 主任学芸員	芦川 忠利
文化財係 主任学芸員	辻 真人
文化財係 主任学芸員	寺田光一郎
文化財係 臨時職員	渡辺 薫
文化財係 臨時職員	矢田香緒里
文化財係 整理作業員	伊庭美紀子

【平成28年度】

教育長	西島 玉枝
教育部長	小池 満
文化振興課 課長	岡村 秀一
文化振興課 課長補佐	芦川 忠利
文化振興係 係長	磯崎 諭
文化振興係 副主任	石井 章代
文化振興係 副主任	杉山 孝二
文化振興係 主事	小柴 昂之
文化振興係 主事	栗原 菜摘
文化振興係 主事補	石井 陽子
文化振興係 臨時職員	工藤なつみ
文化財係 主任学芸員	辻 真人
文化財係 主任学芸員	寺田光一郎
文化財係 臨時職員	渡辺 薫
文化財係 臨時職員	伊庭美紀子
文化財係 臨時職員	矢田香緒里
文化財係 臨時職員	須原 淑乃

8. 平成25年度本書掲載遺跡の位置は下図のとおりである。(承認番号 平18総複 第120号)



調査報告

①. 山中城跡

本発掘調査（平成25年度）

②. 多呂ノ前遺跡 第6地点

確認調査（平成25年度）

③. 中ノ坪遺跡 第10地点

④. 箱根田遺跡 第7地点

⑤. 御園川遺跡 第5地点

⑥. 下久保遺跡 第2地点

目 次

第1章 山中城跡 もうひとりの勘兵衛	1
1.はじめ.....	3
2.公園化後の確認調査.....	4
3.渡辺水庵覚書の推定侵入経路（案）.....	9
4.曲輪配置と呼称（案）.....	17
5.廃城後の土地利用（案）.....	18
6.おわりに（もうひとりの勘兵衛）.....	20
第2章 本調査（平成25年度）	25
第1節 多呂ノ前遺跡 第6地点	27
第3章 確認調査（平成25年度）	35
第1節 中ノ坪遺跡 第10地点	37
第2節 箱根田遺跡 第7地点	40
第3節 御園川遺跡 第5地点	43
第4節 下久保遺跡 第2地点	46

挿図目次

第1章 山中城跡

第1節 山中城跡（No243）

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）	3
第2図 調査地点の位置（1/5,000）	5
第3図 第15地点の調査結果（1/400・1/100）	6
第4図 第20・21地点の調査結果（1/400・1/40・1/100）	7
第5図 第24地点の調査結果（1/400・1/40）	8
第6図 渡辺水庵覚書中の曲輪呼称と文献記述推定位置（1/3,000）	12
第7図 中世の曲輪呼称（案）（1/3,000）	16
第8図 山中城周辺の地形と「ハ」の字状尾根（1/10,000）	19

第2章 本調査（平成25年度）

第1節 多呂ノ前遺跡 第6地点（No472）

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡（1/40,000）	27
第2図 調査地点の位置（1/2,500）	28
第3図 1区の位置・調査範囲と断面図（1/1,000/1/100-1/50）	29
第4図 2区の位置・調査範囲と断面図（1/1,000/1/100-1/20）	31
第5図 溝状構築・土坑平面・断面図（1/30）	33
第6図 出土遺物（1/3）	34

第3章 確認調査（平成25年度）

第1節 中ノ坪遺跡 第10地点（467）

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	37
第2図 調査地点の位置 (1/2,500).....	38
第3図 トレンチ配置と断面図 (1/200・1/20)	39

第2節 箱根田遺跡 第7地点（461）

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	40
第2図 調査地点の位置 (1/2,500).....	41
第3図 トレンチ配置と断面図 (1/500・1/20)	42

第3節 御園川遺跡 第5地点（405）

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	43
第2図 調査地点の位置 (1/2,500).....	44
第3図 トレンチ配置と断面図 (1/300・1/20)	45

第4節 下久保遺跡 第2地点（448）

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	46
第2図 調査地点の位置 (1/2,500).....	47
第3図 トレンチ配置と断面図 (1/300・1/20)	48

図版目次

第2章 確認調査（平成25年度）

図版1 多呂ノ前遺跡 第6地点

1. 2区調査前
2. 調査風景
3. 層序断面
4. 土坑01断面

5. 調査風景

6. 完掘

2. 調査風景

3. 完掘

4. 層序断面

5. 埋め戻し

6. 出土遺物

図版2 多呂ノ前遺跡 第6地点

1. 1区断面

第3章 確認調査（平成25年度）

図版3 中ノ坪遺跡 第10地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し

3. 完掘

4. 断面

5. 完了

図版6 下久保遺跡 第2地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版4 箱根田遺跡 第7地点

1. 調査前
2. 調査風景

3. 完掘

4. 断面

5. 埋め戻し

卷末図版7 渡辺勘兵衛推定侵入ルート

卷末図版8 山中城跡 南出曲輪へ天守曲輪を望む

卷末図版9 1. 天守曲輪周辺の推定復元図 2. 南出曲輪周辺の推定復元図

第1章

山中城跡

もうひとりの勘兵衛

例　　言

1. 本報告は、平成元～24年度に実施した現状変更に伴う発掘調査についてまとめた報告である。
2. 確認調査は、国庫補助・県費補助を受けて三島市教育委員会が実施したものである。
3. 確認調査における整理作業は、調査担当の指示の元に整理作業員が実施し、執筆は基本的に担当者が行った。各節の作業分担は以下のとおりである。
第1節 芦川忠利（調査・押図図版・写真図版） 伊庭（図化） 矢田・須原・芦川（執筆）

凡　　例

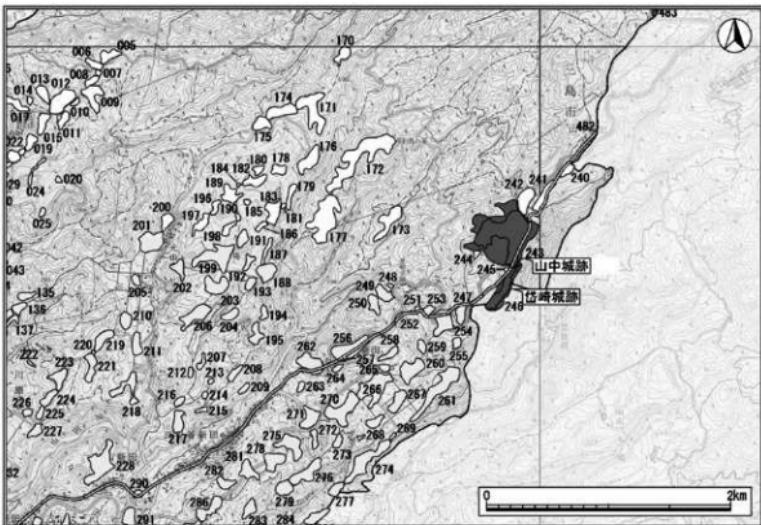
1. 道構・遺物の縮尺
道構図1/400・1/3,000 断面図1/40・1/100
2. 実測図の標高は海拔高度を示すが、それ以外は事業地基準点からのマイナス深度である。
3. 透明度の表示
各色20%表示を基本とする。
4. 第1～6節に表示される層位の色調RGB数値は、赤緑青の濃さを0～255の256段階で計測数値化したものである。
その手順は以下のとおりである。
A. 断面をデジタルカメラで撮影する。
　断面に太陽光が正面からあたる時間帯を基本とする。
　影の発生を抑えるため薄曇時の撮影を基本とする。
　撮影後色調補正をするために、三原色パターンと共に撮影する。
B. フォトショップでデジタル画像を計測する。
　断面部分のレベル補正後、三原色パターンに基づき色調補正をする。
　各層位毎数カ所を指定ツール（強さ50%）で混ぜて色の平均化をする。
　スポットツールで色調を吸い取り、カラーピッカー数値を読み取る。
Rは赤、Gは緑、Bは青で数値は3桁で表示した。RGB表示の設定ができるソフトウェアならば、層位色調の再現が画面上で可能である。

第1章 山中城跡 もうひとりの勘兵衛

1. はじめに

国指定史跡山中城跡の公園は、市制40周年を記念して開園した。以来35年の年月を経て平成28年度は市制75周年にあたり、公園への総入場者数は百万人の単位まで数えられる状況となっている。この入場者数も、単なる娛樂や風景を見に来城する利用者ばかりではなく、その多くは戦国時代末期の山城を復元した日本初の事例であることから自身の教養を深める探索の地となって活用されている。この後、山中城跡を参考に日本各地で中世の城郭が指定され、復元整備が進んでいることも三島市の誇りのひとつである。

しかしながら、形あるものは厳しい自然環境と年月とともに徐々に風化が進む。一方、遺構のサインとして植栽した玉物樹木等は生長して巨大化し、周辺の植林木は大木へと変化した。その結果、遺構が見えにくくなることや日陰部分が広がり遺構の保護層を守る野芝の枯れを誘発したことが、土墨の流出や保護層の崩落へと繋がり、本体が露出する状態となってきた。この結果は年間約1千万円の施設管理費をかけても、徐々に蝕む状況を食い止める打開策とはならず、気が付くと広範囲の保護層の「地力」が低下して再整備を必要とする状況となってしまった。現在はこの状況を打破するために、文化庁・静岡県教育委員会の補助を受けて平成30年度末までに開園当時の状況に再整備する計画である。再整備途中の最近では、不用樹木の伐採が行われ曲輪間の見通しが良くなり、中世末期山城のダイナミックな地形の起伏を目の当たりにできる景観となった。この結果は入場者数にもすぐに反応して表れ、年間の入場者数は以前の3倍にまで達している。



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

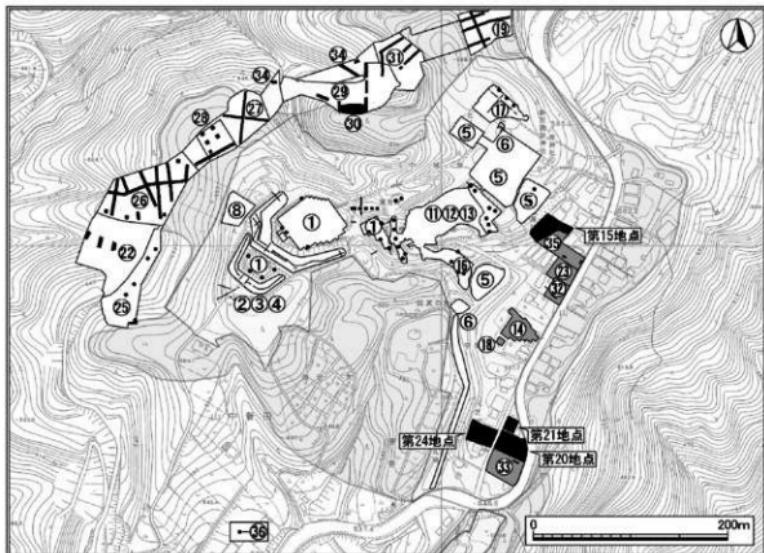
三島市教育委員会

さて、山中城にとって重要な再発見が平成に入つてから始まつた。それは山中新田集落内の個人住宅建設工事等に伴う現状変更調査によつてもたらされた。発掘調査は史跡の破壊に直結する事案であり、過去10件の事例が行われてきたが、何れも史跡を安全に保護できる状態での事業協力を求めて実施にいたつている。この中に調査の成果としての大発見が記録されている。山中城跡の報告は、「史跡山中城Ⅰ」(1985)・「史跡山中城跡Ⅱ」(1994)三島市教育委員会により完結し、その文中に「10年の才月をかけて発掘した成果を無視した空想論はこと研究に担るものにとっては厳に慎まなくてはならない。」と記されているため、先学の意を変える空想は出来ないとされてきた。しかしながら、ことここに至つて発掘事例は真実であり、そこから展開される予測も提示しなければ、過去の報告の繼承が正確に出来ない時期に達したと判断し、事実報告と空想論を提示しておきたい。また、城郭研究においては、用語の統一は必要不可欠と思われ、山中城独自の用語については再考の余地があることと、渡邊勘兵衛の侵入ルートの記述と遺構の照合を再構成して述べなければ事実関係に齟齬が生じる状況となってきた。次項の事実報告に始まり、推定侵入経路を文献記述とともにを行い、再現して位置関係を図示した。つづいて曲輪配置と新呼称について図面とともに案を提示し、廃城後の土地利用についても言及する。おわりに、「もうひとりの勘兵衛」として再度の予測を記載して完結したい。

2. 公園化後の確認調査

史跡の現状変更事前調査による山中新田集落内確認調査例は平成元～24年度まで、箱根旧街道東側で3ヶ所、西側で7ヶ所の合計10ヶ所(第2図)を行つてきた。その内容は(A)公館建設(1件)・(B)寺院改築(1件)・(C)分譲住宅建築(1件)と(D)個人住宅建設(7件)に分類でき全面的な調査例(A・B)の2件以外は、トレントないしはグリッド調査法であり比較的小規模な確認調査事例を主体とする。調査は事業実施に伴い史跡がどのように守られるか正確に判断することを最も重要視し、現状の範囲に城として活動をしていた当時の地表面の痕跡(地業層)が存在するか正確に判断してきた。同時に、後世の改変行為で破壊されていない面の範囲を示してきた。特に城跡では、堀跡と土塁跡等の旧態を留める検出例が多く、逆に平坦地は、近世以降の耕作や「間の宿」の経営で破壊される状況が広範に看取できる。ここでは、調査断面に地業層が認められる4地点(第15・20・21・24地点)について詳述し、それ以外の調査地点については、山中城を構成する自然堆積層の上面をもって地業層の破壊と判断し、詳細は既刊の報告書、第14地点が「山中城三ノ丸第1地点」(1995)、第18・23・32地点は「三島市埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ・XII・XIV」(1994・2007・2010)、第33地点は「静岡県三島市文化財年報第11号」(1999)の概要報告にとどまり本報告は未刊行、第35地点は「三島市埋蔵文化財発掘調査報告補助事業版第1号」(2015)を参照していただきたい。

さて、**第15地点**(第3図)は平成2年度に個人専用住宅改築工事に伴う史跡の現状変更事前調査を行つたもので、既存建物の撤去後に5トレントを設定し、堀の上場(切岸)と断面の堆積状況の確認をした。調査の結果、第1トレント(1T)・第4トレント(4T)において堀と腰曲輪の右岸を確認した。双方とも表土下30cm程度で自然堆積であるローム層面に達し、トレント中央部から南側に堀の法面急傾斜地(地業層)が検出でき、人工的な掘削斜面と堀管理用と目される犬走り状の平坦面を確認した。堀の確認は調査トレントの幅から堀底に到達することは不可能であったが、(1T)～(4T)までの間で弧状ないしは屈曲する堀の上場ラインとして形状の推測が可能となった。また断面(1T東壁)の観察から地業層上面に土壠崩落上、Dの埋め立て後の自然崩落地表土1、Cの埋め立て上面の自然崩落地表土2、Bの埋め立て上面の自然崩落地表土3、Aの埋め立て上面の砂石整地表土と合計4回の埋立て及び整地層が存在することが確認された。



第2図 調査地点の位置 (1/5,000)

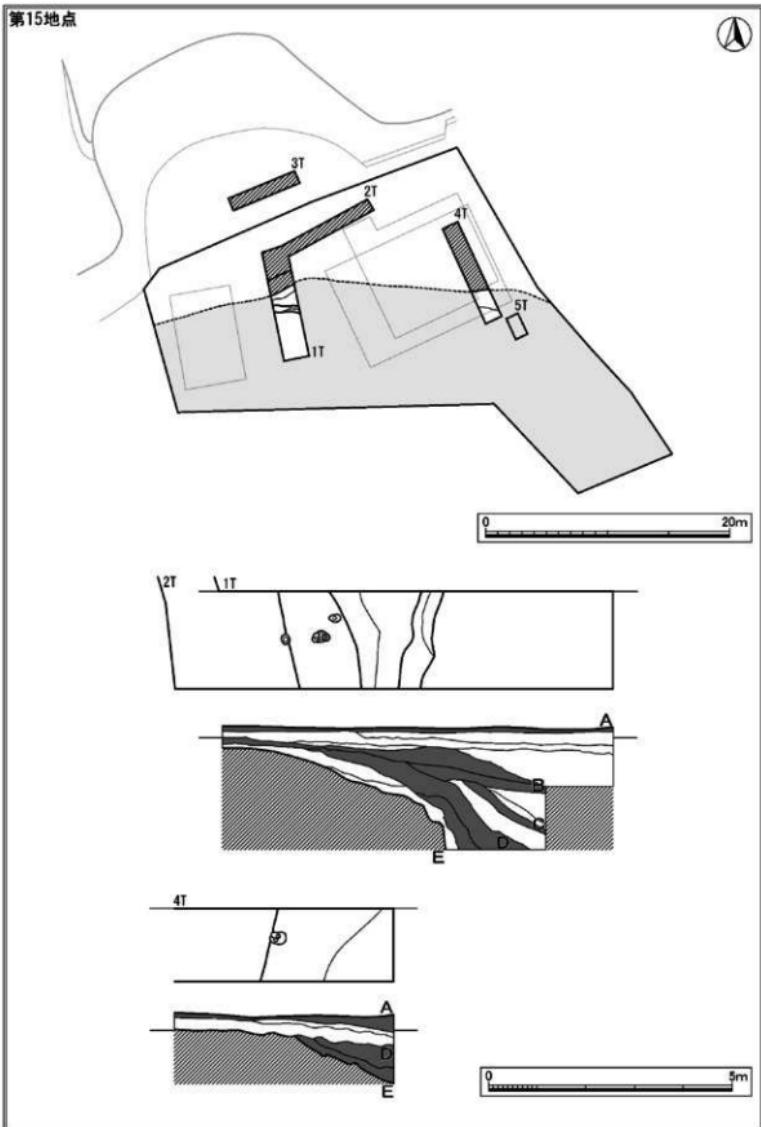
三島市教育委員会

この結果は当然として、第1～4トレンチの平坦面に重要性を見出すことが出来る。天和3年（1683）の諸国古城之図「伊豆山中城」では、絵図中に「此曲輪何ヨリ卑シ」とあり現本丸の腰曲輪に相当しそうで「次第サガリ」はD上面にあたりそうである。出土遺物は、伊万里焼の香炉（18世紀後半以降）が1トレンチ（1T）断面Dから出土し、伝世鉄貨である永楽通宝は3トレンチ（3T）の湾入部から表面採集された。

【報告書は「三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅰ」（1992）三島市教育委員会である。】

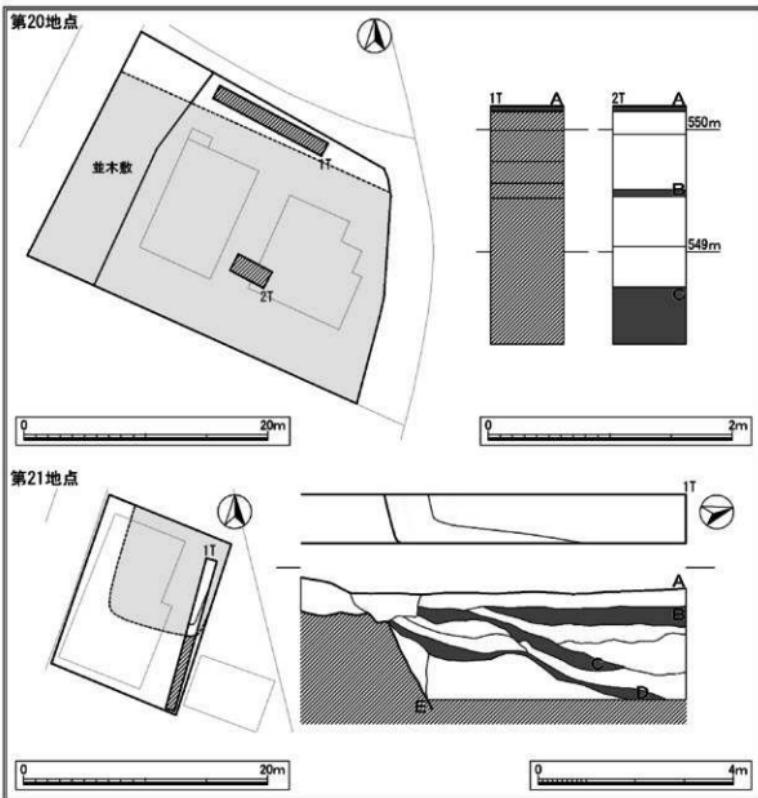
第20地点（第4図上）は平成6年度に新築分譲住宅工事に伴い史跡の現状変更事前調査を行ったもので、既存建物の撤去後に2トレンチを設定し、堀の上場と堀覆土の堆積状況の確認を行った。調査の結果、第1トレンチ（1T）・第2トレンチ（2T）において対応する堆積状況を確認した。1T表土直下に自然堆積層であるローム面に達し、並行12m間隔をあけた2T南壁から南側に堀内覆土が検出できた。既報告ではC層は第III黒色帶（BBIII）と判断していたが、トレンチ底部の表面精査で旧黒色表土が混入した層位を確認したため、上層のBBIIIは巨大なブロック状覆土と判断した。12m上の1Tでは3層目がBBIIIに当り、安定して緩やかに伸長する尾根鞍部の層準から判断すると、わずか12mの距離間で約1mのBBIIIの高低差はまず有り得ないことも付け加えておきたい。A～Cの層位により最低3回の埋め立てと整地が施され覆土となっており、堀底に地業層が存在すると推定できる。この観察結果はトレンチ設定に不備があったことを示しており、1Tから直交するトレンチを設定すれば上場ラインが捉えられていたと判断できる。地形から1Tに並行する堀上場ラインが存在したとするのが妥当であろう。また、余談ではあるが第20地点西側の長方形の土地区画は、幅約2間で箱根旧街道に接していることから並木敷用地の土地区画割りと判断できる。また、当地は小字名が岱崎であったことと、石碑が敷設されていたことから、江戸時代において「間の宿」の宿外に位置した場所と判断できる。

【報告書は「三島市埋蔵文化財発掘調査報告V」（1996）三島市教育委員会である。】



第3図 第15地点の調査結果 (1/400-1/100)

三島市教育委員会

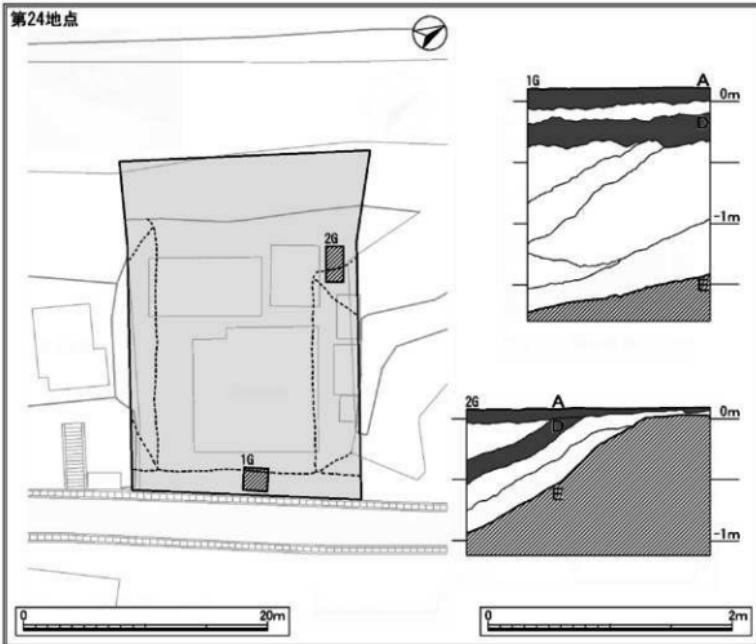


第4図 第20・21地点の調査結果 (1/400・1/40・1/100)

三島市教育委員会

第21地点（第4図下）は平成6年度に個人住宅建替工事に伴う史跡の現状変更事前調査を行ったもので、既存建物のある中に1トレンチを設定して堆積状況の確認を行った。調査の結果、第1トレンチ（1T）の表土上40cm程度で自然堆積であるニセ・ローム層（NL）上面に達し、中央部において収束ないしは逆「L」字に屈曲する堀のプランを確認した。東・南側に堀の法面（地業層）が検出でき、人工的な掘削角度は64°と急傾斜である。旧箱根路の直進性や城の大手遺構を想定すると堀幅は最大限10mしか確保できず、周辺の堀幅に比べ極端に狭いものである。また、下端は隙地まで3間、1間が土塁敷として2間の入口構造が想定できる。この堀の方向性は尾根に対して縦断するもので曲輪内の何らかの区画による堀と判断し、南側に似た櫓台等を囲む堀の一部と考えたい。断面観察からD下部の層位は、ロームブロックで城直後に大きく壊され埋め立てられた土である。D～Aまで4回の埋め立て作業が記録され旧表土状の黒色土が覆している。第24地点は大正元年の「山中城址之図」の下ノ澤と腰巻の中間にある土壙跡がここに当るのではないであろうか。

【報告書は「三島市埋蔵文化財発掘調査報告V」(1996) 三島市教育委員会である。】



第5図 第24地点の調査結果 (1/400・1/40)

三島市教育委員会

第24地点（第5図）は平成15年度に個人住宅建設工事に伴う史跡の現状変更事前調査を行ったもので、既存建物のある中に2グリッドを設定して遺構・遺物の検出と堆積状況の確認を行った。調査の結果、第1グリッド（1G北壁）の表土下1.54m～1.85mにロームの自然堆積が認められ、報告時は橋脚台と判断した。断面実測面が橋脚台の肩部分の傾斜変化ラインとほぼ合致する部分にあたり、傾斜角度に若干難（グリッド幅1.5mで比高差0.31mの傾斜角約12°）がある。この結果は、「古城59」（2015）静岡古城研究会の上屋比都司氏の指摘どおり、橋脚台より坂土橋のほうが理にかなっていて説明できるが、傾斜角度については極一部のデータから全体を予測することは、やはり無理が有るようで、特に現南櫓付近で現況より2.88m（データ補正後3.75m）も下がることは現状ではない。別な調査方法で南櫓階段部分東斜面での斜面精査を行い、自然堆積層レベルの観察調査ができるれば、傾斜角度の予想がつくであろう。第2グリッド（2G東壁）では西方向へ傾斜する堀法面と宅地の地境溝が観察できた。斜面は曲輪角付近に位置し、西傾斜角度は29～45°の間で変化し、断面図では34°と計測できる。覆土は1G・2Gとも2回の埋め立てが実施され、ITは斜位で層厚な層位で一挙に平坦化するが、2Gは傾斜した状態となっており2回目の埋め立てで平坦化と整地が施されている。第20地点と第24地点の調査結果から幅18m程の堀と曲輪を繋ぐ土橋が検出され、三ノ丸を一続きの大きな曲輪と捉えていた既報告は明らかな間違いであることが理解できた。

【報告書は「三島市埋蔵文化財発掘調査報告X」（2006）三島市教育委員会である。】

以上の結果に基づき、巻末図版7の曲輪配置が予測でき、ここで提示しておきたい。

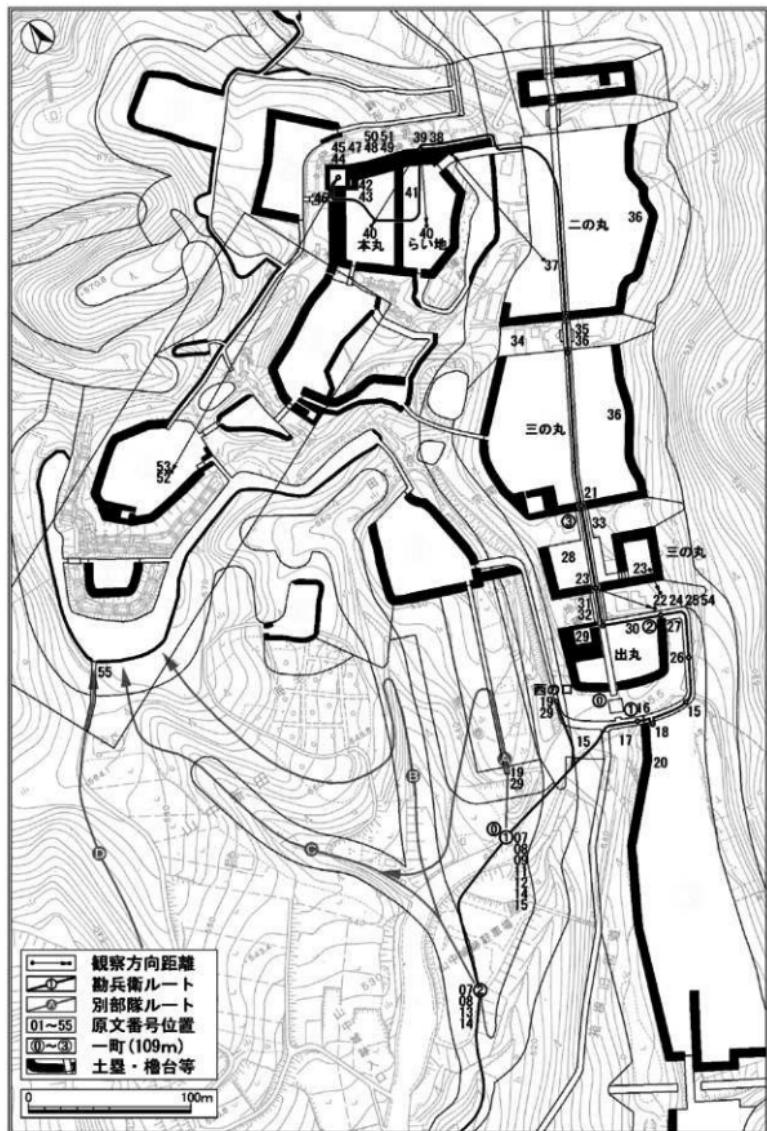
3. 渡辺水庵覚書の推定侵入経路（案）

「渡辺水庵覚書」は、山中城へ一番乗りした勘兵衛が若い頃（17歳～29歳）の7合戦の有増を記したもので、「昔のことを知らず、歪曲して語るものが多くなってきたので書き付けた」と記している。その記述は戦闘の状況を事細かに記述し、特に方位・距離と時間の正確さは元となる何らかの原書（書き出しが「先年」であるから山中城落城～小田原城落城まで）がなければ不可能な書物と考えられる。原書は合戦の様子と自身の武功を記し、より高い知行高の任官を約束する武将に、仕官を繰り返すための書付であったと思われ、当時の秀でた処世術と考える。筆者は考古学を専攻するもので、決して文献を正確に、また自由に扱えるものでないことを承知しているが、ことこの文献に関しては「信じることからはじめました」を基本として原文・解釈・説明を記した。なお、原本の文献・絵図面・文章記述等は、史跡山中城 I (1985)・II (1994) を使用している。直接的に文章化しなかった範囲は「…」と略した。文献は01～55に分割して標記し、表現される範囲は第6図に渡辺水庵覚書中の曲輪呼称と文献記述推定位位置の図に番号を記した。標記は山中城攻めのシーンごとに大きく9分割（A～I）し、A作戦からI戦後までを連ねた。以下シーンごと

	原 文	解 駆	説 明
01	翌日廿八日に。三島の上より。山中。にら山兩所相見へ候。…。兩城共に。仕寄に可被仰付候間。	翌 28 日、三島の上より山中・蘿山の見える場所から…。両城共に仕寄戦法で侵攻と仰った。	【A作戦】 両城が見えるは所でなく地域か仕寄一守りながら近づく
02	同廿九日の朝。…。面々よせ口へ押寄候は。	29日の朝。それぞれの部隊は虎口の近くまで押し寄った。	【B準備】 よせ口→曲輪の虎口・木戸口。
03	同廿九日。直通に太閤様。中納言殿御備の先。	秀吉は 29 の昼過ぎに秀次の備えの前に出た。	昼過ぎは遅くとも午後 12 時 30 分前頃(四時半)と推定した。
04	山中の出丸へ。八町計も可有之所迄。あからせられ。御馬を被立候。	山中城の出丸まで 872m の位置に上がって陣を構えた。	出丸は箱根路が通過するため虎口の門があると推定される。
05	然處に。谷越より式部少・美作を召候て。唯今之備城は。十町も可有之候間。	そこへ、陣所から谷越えに備えていた一氏と一元を呼び出して、出丸までの距離は 1090m ほどがあるので	美作→木下一元(ワケ) 備城→勘兵衛の言う出丸。
06	今少しちかより。仕寄のねこやに用候へと被仰付候由。	もう少し近寄り仕寄の拠点にする用に命ぜられた。	ねこや→根小屋→拠点(付城)。
07	御目通に候あひのつぶらつぶら。…。當座にかきあけを仕様様に。	侵攻方向の所々にある目測の円形土坑(つぶら・円ら)…。すばやく掘り揚げ周りに土壠を造る様に。	【C仕害】 【結果 1】 つぶら→ぶら→円ら(円形土坑) かきあけ→掘り揚げ
08	それより先の陣場を見合可申と存。…。次々に三ツづゝ有之。	それより前の陣場(円ら)を見ると…。 連続する円らは三ヶ所ずつにある。	【結果 1】までの経過 づは他の部隊の円らもさす?
09	其三ツ目の高きづくへ乗上ヶ見申候。城へは一町はかりも可有之候。	先端にある円らの築山に乗り上がり見る。城までは 109m 程である。	【結果 1】までの経過 づは築山+障壁(竹束・大盾)をさす?
10	太閤様御馬を被立候處へ。七町計可有之候。式部少二段のそなへ所へ。八町計可有之候。	ここから秀吉の陣まで 763m 程、一氏の二段の備えまでは 872m 程の距離がある。	【結果 1】までの経過 二段のそなへ→急な侵攻に対応し、部隊を 2 分割か 2 列編隊としたか?
11	山中指向候丸へは。壹町計可有之候。	山中城の出丸までは 109m 程である。	【結果 1】までの経過 丸→出丸
12	向どみのは。わづか十間計ならては。有之間敷候。	向にある土居の幅はわずか 18m 程で、さほどでもない。	どみ→土居・土壠の板
13	式部少。…。二段の備を其なりに地煙を立。即時に一町計。	一氏は、…。二段の備えのまま地煙を立てて 654m 程進攻すると	8 町→2 町までの距離
14	跡のつぶらまで人數を引つれ。…。はや百計參候。	後ろの円らまで手勢を引き連れ…。 勘兵衛のいる円らにも 100 名程来た。	円らは勘兵衛の手勢 50 名・一氏 100 名+馬が入れる大きさ。
15	初乗上ヶ候づくより近き横懸之足場在之所を。城のはたまで。馬をはやめて候へは。	はじめに乗り上げた築山の近くに横掛けの足場があったので馬で駆けて、城の端まで攻め込むと。	【D開戦】 【結果 2】 横懸之足場→前面の番曲輪的な通路。土壠・橋の表記無し。はた→堤。

16	右に取堅候づくより。横目に見かけ。	右にある堅牢な堀を取ると、横目に見えたのは。	【結果2】までの経過 取堅→堅牢な堀?
17	とつときをつくって。仕寄の壇に飛込候者。跡先五十軒も可有之候。	ドッと闇の声を上げて、堀に飛び込む味方の者が全部で50名程いた。	【結果2】までの経過 仕寄の堀→北条方の堀?
18	勘兵衛。壇之上に乗りり候へは。太閤様。…。貝の音仕候。	勘兵衛が壇の上に乗り上げると秀吉の陣場から。…。法螺貝の音が響いた。	【E合戦】 公式の開戦 【結果2】までの経過 壇之上→岱崎曲輪末端か?
19	又西の口より…。二人ながらそこにて手負申候。	また西の口(虎口)より…。2名とも負傷した。	【結果2】までの経過 西の口→ 既出丸二重堀中央の2候補?
20	城中の面々堀下をかゝへ候。勧指て無之候。	城中(岱崎曲輪)の配備兵は堀の下を放置し戦闘には参加していなかった。	【結果2】までの経過 かゝえ→ 放置。勧指て無→戦闘放棄
21	三の丸まで三町計も可有之候。其間を押込候事。…。三の丸しほりきわ迄無透間。	先頭の円らより三の丸まで327m程を押し込んだ時の事。…。三の丸の枝折近くまで空いている透き間はない。	【結果3】 無透間→空いている透き間はない
22	三の丸門がくしにあけしほり在之候。其しほりおろさせ不申。	三の丸門を隠す上枝折があった。その枝折を下ろさせないようにしようとしたが	【結果3】までの経過 あけしほり→上枝折
23	此三之丸の木戸口へ。二方よりびしく鐵砲を打候。	この三の丸の木戸口へ向おうとすると2方向から激しく鉄砲が撃たれた。	【結果3】までの経過 木戸口→もうひとつ出丸虎口
24	然共しほり柱まで相つき。しほりを此方へ取。其口をおさへ有之處へ。…。	しかしながら、枝折の柱に取り付き、上枝折を押さえている所へ。…。	【結果3】までの経過 相つき→取り付き
25	此しほり兩わきに。一時餘りしこり候て。勘兵衛在之内に。	この両脇に1時間30分あまり団子状に留まった。勘兵衛もその中に居た。	【結果3】までの経過 しこり→団子状に固まる?
26	跡のかひにたまり候面々。鐵砲筋に候へは。三十間計は手を出し候事も不成所。	後の防御範囲に留まった味方も鉄砲の射程範囲の54m程は身動きが取れなかつた。	【結果3】までの経過 かこひたまり→仮設の防御範囲
27	此五間三間の内にて。五六十も鐵砲に手を負ひ。	上枝折前の9m×5.4mの範囲内で、50~60名が負傷した。	【結果3】までの経過
28	向と脇より鐵砲をきひしく打候。三の丸は人數も丈夫にかゝへ申に付。	正面と脇から鉄砲が激しく撃たれた。三の丸に配備される兵の人数は多いと考えられる。	【結果3】までの経過 向と脇→正面(二階門)と脇(橋)と理解した。
29	時をうつし候處に。搦手へ寄手少々入まはり候時に。兩丸相見候さまのけむりうすく成候。	刻が変わり、搦手へ味方が少し入りかけた頃頃に、出丸と三の丸を覆っていた鉄砲の煙が薄くなつた。	【F勝機】 時をうつし→八→七ツ(午後3時30分頃) 捏手(西の口) 両丸(三の丸・出丸)
30	見合に勘兵衛おきたちしほりをのりこえ。廿間計參候へは。	勘兵衛は状況を見て判断し、立ち上がり上枝折を乗り越え36m程侵入した。	
31	三の丸之二階門下を。丈夫に抱候へ共。とびらわきを押やふり。三の丸へ押こみ候へは。	三の丸二階門の手前は堅牢に作られていていたが開放され、扉を押し破り、三の丸に侵攻すると、	下→手前→坂土橋
32	城中の面々。三の丸を二の丸へ取み候所。無透間ひつ付候處に。	城中の兵らは二の丸に退却をはじめていた。退却する武将と間を空けずに侵入すると、	取こみ→退却
33	三の丸口にも又。二階門丈夫にして。	三の丸本戸口にもまた、二階門が堅牢に構えてあった。	【意証の修正】 二の丸と考えた場所は、三の丸であった。
34	三の丸と二の丸の間に。水堀相見へ。堀の上に十間餘りの櫛干橋有之候。	三の丸と二の丸の間には水堀があり、堀には18m程の櫛干付き橋が架けられていた。	【結果4】 櫛干橋→手摺付き橋 堀門は二階門の表記がない。
35	それを渡候時は。敵と入ましりて押込候故。二の丸門口は。たてさせ不申候。	櫛干橋を渡る時には、敵と入り混じって押し込み、二の丸門を閉められないようにした。	【結果4】までの状況 入ましりて→入り混じって
36	二の丸へ引かさなり候鎧武者。所々に村立相見へ候得共。…。爰にても別人に。	鎧武者は二の丸へ慌てたためいで重なるように撤退した。所々に村人のように鎧兵が…。ここにおいても別人のように戦闘放棄していた。	【結果4】までの状況 村立→村人のように立っている兵。 別人→勧指無→戦闘放棄

37	本丸所指て相見へ不申候所。かまへの成亥にあたり。土居高き所に。	本丸が何処にあるかわからずにはいると城の配置から察して進攻方向を北とした北西方向の高い土堤坂上に。	【結果5】 かまえ→城の主軸。戌亥→北西
38	大杉あまた相見候處より。鐵砲を打候間。定面本丸にて可有之と存。	大杉の木々が沢山ある所があり、そこより、鉄砲が撃たれる場所がきっと本丸であろうと確信した。	【結果5】までの状況 定面→定めた→確信した
39	大杉の本へ上り。矢切の上より西向に内を見候へ。城内に東向之廣間有之。	大杉のある場所に上り、矢切湖の上より西側を覗き込むと、城内には東向きの広間があった。	矢切→湖 東向→建物か地形の段傾斜? 廣間→建物か曲輪の段空間?
40	其廣間から前のらい地へ居こぼれ。貳百計もおりしいて。	上段の広間に入りきれない兵を合せ上・下段の曲輪に200名程いた。	らい地→下段の曲輪
41	勘兵衛。則大杉の本の櫓をこえ。。。櫓から廣間まで。十間計も可有之候哉。	勘兵衛。矢切湖を乗り越え…。下段の広間まで18m程あるであろうか。	広間→らい地
42	敵あひ五間計も有之時分に。廣間にのみ居る二百計之者。どつと一度に。	敵との距離が9m程となると、広間に居た200名程の兵は、先を争うようにどつと一気に。	【結果6】
43	又戌亥の角に有之五六間四方に。高さ貳間難り。其上にちいさきやくらも相見へ候。	北西の角にある約10m四方で高さ3.6m程の高みに小さな櫓があり	【結果6】までの状況 本丸の櫓曲輪の大きさ
44	其やくらの段へ。不豫引上ヶ申候。	その櫓の段へ、残らず引き揚げた。	【結果6】までの状況 上の段があるため2段以上。
45	同貳百計の者に。勘兵衛ひつ付申候。上の段せばく候て。こほれおつるやうに候。	勘兵衛は200名の兵を追いかけると、上の段は狭くて今にも兵が零れ落ちるようであった。	【結果6】までの状況
46	手前はひきみよりしは手にひつ付。しはらく上と下と鐘にてたゝきあひ候。	自分は低い場所より高い場所に詰めて、しばらくの間槍の突きあいをした。	【結果6】までの状況 ひきみ→低い場所 東側前面 しは手→高い場所 北の丸通路
47	上の段に敵いたま百計も可有之候。同やくらの下にて。大將に櫓と名乗。	上の段にいまだ100名程がいた。櫓の元にて大将と名乗る者。	200名→100名に減少 松田氏・間宮氏?
48	二人首をうたせ申音いたし候處に。味方。其段の四方より。とつと押上り。	2名(切腹?)の首をうつ音がした。そこへ、味方が櫓の四方よりどつと押し上がった。	【G落城】 勘兵衛の記述には敵大将の一一番の記述はない。後北条が持ち去ったか?
49	敵味方上方上へかさなり。北と西の角堀へ過半なたれ。やくらの段も落居の事に候。	敵味方入り混じり、上へ上へと重なり兵の半数は北と西の角堀に落ちた。櫓の段も、その場に崩れ落ちた。	
50	同其段の内に太閤様黄母衣三ツ相見へ申に付。勘兵衛。氣が付候て。	段の内側を見ると、秀吉の黄母衣忍衆がいることに勘兵衛は気づいた。	
51	式部少馬鹿參を本丸詰のやくらへ…。すみのやくらへ指上ヶ立置名乗らせ申候。	一氏の馬騒を本丸に押し寄せた櫓に…。隅の櫓に差し上げ立て、名乗りの口上をさせた。	【H終戦】
52	此本丸の貳町計西に。一町に三町程の柴原原有之候と。たかみより相見え候間。	この本丸の西218m程に109mと327m程の柴原があるのが、高い土塁から見えた。	【I 戦後】 勘兵衛による城攻めの記録開始 中心で幅109m長さ327m程
53	人數を式部少まつめられ候。	そこに一氏は兵を集めた。	
54	但又若黨には。三の丸にて半時おそく参りつかれ。言葉を勘兵衛に合わせられ候衆。十人計…。	ただし、若党は三の丸に1時間遅く進攻して来た。勘兵衛と話した者は10名程…。	若黨→若党(奉公人)か? 午後2時15分頃
55	一柳伊豆守殿。堀尾帶刀殿。山内對馬殿御人数も。勘兵衛三の丸口へ付候てから。半時も遅く城の西南の角へ。	一柳直末・堀尾吉晴・山内一豊の兵は、勘兵衛が三の丸の門についてから1時間以上も遅く西櫓に進攻して来た。	午後2時30分頃



第6図 渡辺水庵覚書中の曲輪呼称と文献記述推定位置 (1/3,000)

三島市教育委員会

に記述するが、勘兵衛の文章は特徴のある句読点の多い文章構成で、結果を記してからそこまでの経過を記述するようであり、時間的な前後関係には細心の注意が必要である。

【A 作戦】

天正18年（1590）3月28日、山中城攻めの前日に山中と並山両地域が見渡せる場所で軍議が行われ、両城とも仕寄により攻めることが決定した。26日豊臣秀吉への書状にて「昨日虎口見計」とあり、山中城のそれぞれの虎口は既に数日前に把握されていたことがわかり、仕寄戦法が軍議上で正式に通達された。

【B 準備】

29日朝（4時52分目の出のため5時前後頃か？）それぞれの部隊は、仕寄道具を取りに行く（10時頃）前から虎口を確認し、「つぶら」つぶら（円ら）を造っていたようである。既に鉄砲による小競り合いが局所的に発生していたと記しているため、この時点を開戦とする意見もあり、最大で26日朝からに設定すると全行程4日間であり、29日朝からすると約12時間の山中城攻めと理解できる。経過（12時15分頃）に秀吉が秀次の前に出て陣場を設営すると、谷越えの尾根にいた一氏と一元を呼びもう少し近づいて「ねこや」ねこや（根小屋）を造れと命令した。並山城では城の周りに付城が配備されていることから「ねこや=拠点=付城」の候補と理解することが正しいのではないであろうか。この施設についてもこの後30分後位（12時45分）で開戦となることから既に設置（4日前から）されていたとすることが妥当であろう。

【C 仕寄】

仕寄とは守りながら敵の虎口近くの谷部に兵站基地を造ることである。勘兵衛の記述では、そなえ・ねこや・つぶら（づく）の間隔は一町（109m）単位であり、秀吉の仕寄は、全部隊この方法がとられていたものと判断したい。何れも攻め口（虎口）から距離が正確に測られていて、攻め口から3町までの間には大規模な「つぶら」つぶら（円ら）を形成していたと考えられる。各円ら150名駐留として小計450名、仕寄通路の2町間にそれぞれ200名程度とするなら合計850名程が先鋒一氏の兵站人数と勘兵衛が騎乗する馬と推定できる。つぶら（円ら）は最前線に集中して配置され、どの部隊の円らにも同時性があるか推定の域は出ないが、少なくとも文章中では「づく」と表現していることから複数のルートと連続する円らが各虎口の最前線に存在していたと理解できる。ただし、虎口と目されるルートへは同一の谷部を使用しなければならず、大量の兵投入には他部隊との間に渋滞をきたしていたのではないかと判断できる。また、円らは作業効率から考えても円形を呈していたと考えられ、土の「かきあけ」かきあげ（掘き掲げ）による簡略な土塁と「づく」により攻撃用の築山が設置されていたと想定できる。づくは築山と一緒に障壁の意味を持ち、鉄砲による攻撃から身を守るための移動可能な部材と考えられ、竹束や大盾を指すものと思われるが、多量の兵站はできなかったと考えたい。

一氏は隊形を二段のそなへ（備え）とし、進攻の準備をしていた。勘兵衛から見える丸（出丸）は、「どろ」（土居）が城域末端の斜面にあたり、その幅を18mと記している。統いて一氏が二段の備えのまま勘兵衛のいる1町後の円らまで654mを一気に進攻すると、勘兵衛の円らにも100名の兵が来たと記しているため、侵入ルートは大渋滞、一氏以外の部隊は当然、なかなか進撃がかなわなかつたと判断したい。

【D 開戦】※E合図を含む

土居の坂を馬で駆け上ると「横懸之足場」があったとされる。出丸中央の大手門の橋は外され、橋脚台も撤去して直進できない状態となっていたであろう。馬出構造の出丸であれば、周囲には帶曲輪状の地形が存在し、この正面が「横懸之足場」にあたるのではないだろうか。ここを越え城のはた（端）、現岱崎出丸末端まで行った結果を先に記している。

まずここで想定したいことに、山中城は2方向に広がり伸びる連郭式山城の構造を基本とするが、その最先端には、西櫓に増設された馬出構造の先端技術が導入されていることから、現南櫓にその構造が導入されない訳がない事を予測したい。その状況証拠となるかは不明であるが、現国道1号が大きくカーブする構造を呈していることが馬出曲輪の崩壊とほぼ合致することにある。また現南櫓の字名が岱崎であることから、岱崎出丸はここだけであったと判断でき、南西に続く現岱崎出丸は一列の尾根を分断して連郭式の曲輪群を配置する一城郭の機能を有した独立する曲輪ないしは支城であったと判断したい。また、平成6年の箱根旧街道山中新田腰巻地区的調査では、石壁の下から堀跡子3区画以上が検出され一ノ堀から延々と伸長すると想定できた。勘兵衛の兵が堀に飛び込んだとするのがこの堀の先端と判断できる。現岱崎出丸は当時、築城途中ではあったがその存在効果は、①箱根路を警備すること、②尾根上に大量の敵軍勢が陣を構えられないようにすること、③敵部隊の侵攻勢力を本城以外にも多数に分散すること、④本城方面が戦闘状態になったときに兵を出して挟み撃ちにするための4機能が増設を早めた理由と考えられそうである。しかし、実際の勘兵衛侵入経路からは、現岱崎出丸は全く相手にされず侵攻が繰り広げられたものと判断できる。

この後の文章は、はた（端）に付くまでの途中経過が記述され、目に映り、耳に聞こえた情景を書き留めている。「堅候づく」とは出丸と現岱崎出丸の接点と考えられ後北条家の土塁と障壁の場所を示し、自分が攻めてきたルートをづくの上から振り返っている。その時、合戦の合図である法螺貝の音を聞いたとしている。づくの上より見えた西の口は馬出曲輪を囲う二重の堀中央通路と判断し、2名が負傷するのを見ている。また、現岱崎出丸方向を傍観すると戦闘に参加しない兵を見たと記述し、既に岱崎出丸の兵は僅かを残し、撤退していたと判断できる。

次の場面も先に結果を記述している。勘兵衛が進撃を開始した出丸虎口から109m手前を出発点として三の丸二階門までは3町(327m)あり、障害物等が多く空いている透き間はなかったと記している。ところがそこまでの経過は早く、あけしほり(あけしおり)上枝折(木戸口)を手中に取めるが、そこで一時餘り留まることとなった。留まった理由は、鉄砲の集中攻撃で2方向(三の丸二階門と三の丸東端か櫓)からの攻撃である。上枝折の前後の広がりは、後が5間(9m)×3間(4.8m)と狭く50～60名の負傷者がいたとし、この狭さの解釈は帶曲輪から渡る土橋状の構造と想定できる。一方前方は25間(45m)、前後合計で30間(54m)と広がる構造が想定できる。ここでもう一度再考すると、出丸虎口から三の丸までに2町(218m)の距離がある。当然直線では距離が足らず、何らかの彎曲が必要となること予測しなければならない。西櫓と木戸口の構造と同じ通路が必要となり、馬出構造がその理解を助けている。加えて中世山城の抱える欠点を戦闘以前に回避・解消するための構造とも理解できる。つまり当時の火縄銃の殺傷能力はおよそ30間(54m)とされ、戦闘の初期段階では出丸は出丸機能あるいは馬出機能とするが、距離をあけた鉄砲戦に変化すると同時に出丸を放棄し、全体が幅60mの平坦な堀空間に変化させ、三の丸に兵力を集中して有効射程距離に敵が侵入すると兵を狙い撃ちにしたのではないかと考えた。ここで既刊報告の山中城は「緊ぎの城として網張された城であり、戦闘用の城ではなかった。」とすることに異を唱えたい。だから、同じ現西櫓と西の丸の間に橋がない理由も戦闘的な防護戦術のひとつであったと理解したい。勘兵衛の記述でも「三の丸は人數も丈夫にかゝへ」とあり鉄砲も豊富であったと理解できる。当時の一刻が不定時法では2時間30分程度となり、余りを15分たして2時間45分留まったと判断し、時刻は午後3時30分頃としたい。大量の攻め手に対しても出丸を堀構造と同一視した戦術は鉄壁で有効であったと言えよう。

【F 勝機】

時間表記の特定最後に当たる「時をうつし」とは、昼八ツから夕七ツに変わる刻と判断し、現在の午後3

時30分頃に戦局が変わる出来事が起こった。勘兵衛は搦手（西の口）に兵が入り、出丸（南櫓）と三の丸からの鉄砲が撃たれる数が減ったことを硝煙から感知し、上枝折を乗り越え一挙に36m程侵攻を再開する。右側に三の丸二階門があり、その手前の坂土橋は堅固に守られていた。扉の脇を押し破り中に入ると、後北条の守備兵は退却を始めていたが、退却する敵武将と一緒に次の丸になだれ込んだ。ここで問題の記述になるが、三の丸二階門を入ると三の丸二階門があったと記している。勘兵衛の知る城の構造は、出丸→三の丸→二の丸→本丸であるが、三の丸と思っていた曲輪が余りにも狭かったため、ここで意識の修正が行われた結果が三の丸の二重記述となったのではないかと思われる。但し、三の丸口と「口」が付いて呼称している。

三の丸に入ると二の丸の前には水堀があり、欄干橋が架かっていた。二の丸に退却する武将は慌てふためいてぶつかり重なったりして逃げていた。勘兵衛は戸を閉められないように追い立て侵入する途中、三の丸や二の丸の所々にまた戦闘放棄する一団を見た。二の丸に途中まで侵入すると本丸の位置を探した。城の構えを北として北西の杉が生い茂る高い場所から鉄砲が盛んに撃たれるを見て、あそこが本丸と確信した。左手前方に本丸へ渡る谷道があって渡り、土壠上の生い茂る杉の下から矢切堀越に西を見ると、東傾斜で段のある広間があった。上の段に入りきれない兵をあわせ土・下段の曲輪に200名程がいた。勘兵衛は舟を乗り越え下段の広間まで18m程侵入した。敵との距離が9m程になると、上・下段の兵200名は先を争うように北西の角にある本丸の櫓曲輪（約10m四方・高さ3.6m）に残らず引き揚げた。小さな櫓にも沢山の兵が這い上がり櫓上の兵は今にも零れ落ちそうな状態となった。しばらく槍の突きあいが行われ、櫓に登っている敵兵が100名程になったとき、櫓の元に大将と名乗るものが出てきた。

【G 落城】

大将ともう1名は切腹？（記述無し）し、首が討たれると首を取ろうと味方が一斉に押し上がった。櫓には敵味方が入り混じり兵の半数は北と西の角櫓に落ちた。櫓の段もこの勢いと重きで崩れ落ちた。（ここで不明な事柄に、最も櫓に近づいている勘兵衛が、何故一番首を取らなかつたのかである。もし一番首を取つていれば一番乗り以上の功績で口上は必要なかつたのではないかだろうか。）その後、勘兵衛は段の内側に秀吉の黄母衣忍衆がいることに気づいた。

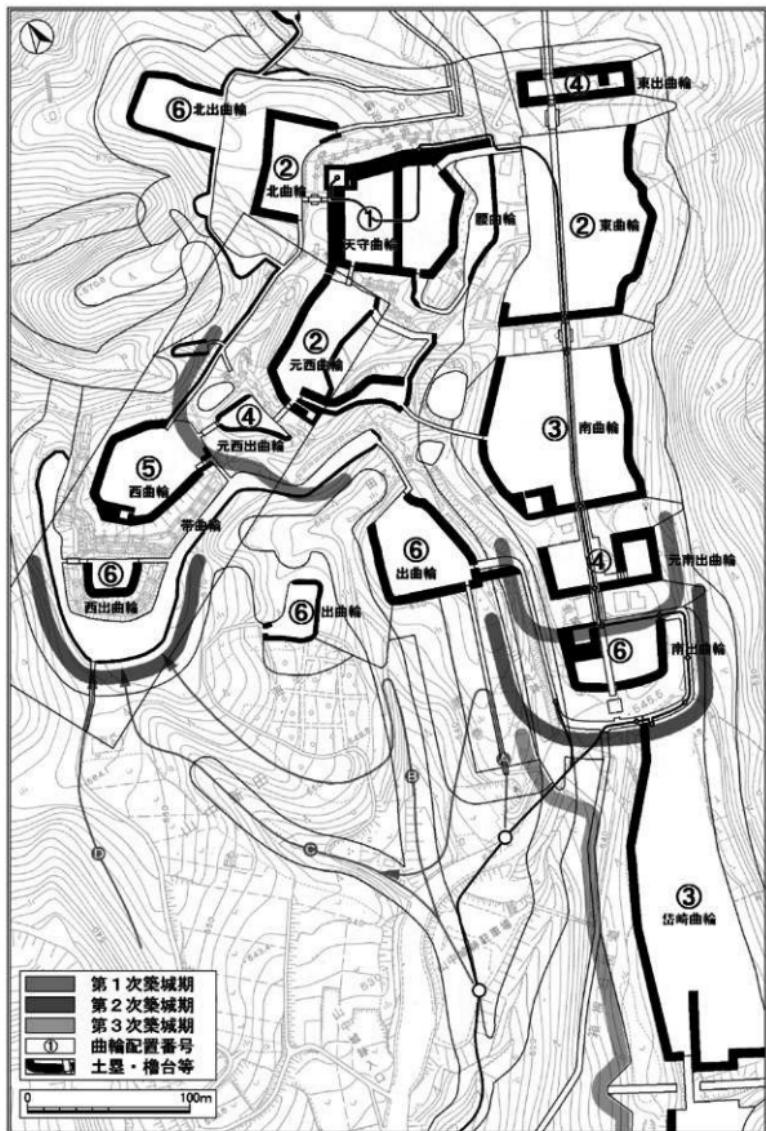
【H 終戦】

直ちに、一氏の馬鹿を櫓に差し上げ立てて、一番乗りの口上をさせた。この時一氏は本丸南の堀下にいたとしている。

【I 戦後】

戦後勘兵衛は周辺の状況や、自分が攻めたルートの再確認をしている。その中で、次の作戦のためのことを考え本丸の土壠上から、本丸の西218mのあたりの現西ノ丸中央を中心として幅108m長さ327m程の柴原が広がっているので次の進軍の準備をするとよいと考え一氏に進言し、一氏は直ちに兵を集めめた。勘兵衛はそれ以前の経過も一氏の言葉として記録し、別の部隊の侵攻時間を記述している。どの部隊の奉公人かはわからないが10名ほどが1時間15分遅れ（午後2時頃）で三の丸手前に来たので勘兵衛と言葉を交わした事、午後2時15分頃、一柳直末氏、堀尾吉晴氏、山内一豊氏の兵が西櫓に着いたと記している。

F勝機からH終戦までの特定時間や時間経過の記述は一切なく感覚で推定するしかない。文章の記述量と表現の広がり具合から、①3つの堀と2つの門を通過したこと、②二の丸から本丸に侵入する時の記述が欠落すること、③鉄砲隊が配備されていたはずであるのに表記されていないこと、④本丸の矢切堀に着き中を覗き込んでいたこと、⑤槍のたたき合いをした（敵兵が200名から100名に減少する時間とする）こと、⑥馬鹿を取りに行かせて戻り口上をさせたこと、などを勘案して最低約1時間以上は必要であったのではないか



第7図 中世の曲輪呼称(案)(1/3,000)

三島市教育委員会

配置		山中城曲輪配置と呼称(案)					
①	旧名称	本丸				岱崎出丸	
	新名称	天守曲輪(主郭) 奈良曲輪を含む				岱崎支城	
②	旧名称	三ノ丸	三ノ丸	二ノ丸	北ノ丸		—
	新名称	東曲輪	東曲輪	元西曲輪	北曲輪		—
③	旧名称	↓	三ノ丸	↓	—	御馬場曲輪	
	新名称	↓	南曲輪	↓	—	岱崎曲輪	
④	旧名称	東櫓(未)	三ノ丸	元西櫓	—	—	
	新名称	東出曲輪	元南出曲輪	元西出曲輪	—	—	
⑤	旧名称		↓	西ノ丸	↓	帶曲輪	帶曲輪
	新名称		↓	西曲輪	↓	↓	↓
⑥	旧名称		南櫓	西櫓	ヲシバ(未)	未調査	未調査(既)
	新名称		南出曲輪	西出曲輪	北出曲輪	出曲輪	出曲輪
		櫛手防衛	最前線防衛ライン		櫛手防衛	最前線防衛ライン	侵攻無し

と推定し、午後4時45分頃を終戦としたい。当時の日没が午後6時31分、勘兵衛の侵入経路の調査と目測に対する書付用の下書きの時間は2時間弱の余裕があり、この結果、距離・方位についてはきわめて正確になつたと判断したい。

勘兵衛の記述でただひとつ表現されていなかったものに、曲輪と曲輪を結ぶ橋がある。木造橋の場合は記述があるのであるのに対してその他は記述がない。橋の表記がないので短絡的に土橋と筆者は判断している点に妥当性はあるのだろうか。特に二の丸と本丸間の土橋（土塁？）は、今でこそ神社参詣の道として土橋となりえているが、本来は無かったと考えられ、天和3年（1683）の諸国古城之図「伊豆山中城」では谷底に降りて、上がる曲がりくねった道として描画されている。神社建設時に掘削した土の再利用先として土塁を延長して深い谷を埋め参道として造成されたものと判断するが、在城時の土塁である可能性も残されており、今後の調査に期待したい。

4. 曲輪配置と呼称（案）

既刊の報告書では曲輪の呼称を3大別（A～C）し、A（1）本丸・（2）兵糧庫（伝承）・（3）弾薬庫（伝承）→（4）二ノ丸（北条丸からの改称）→（5）元西櫓（無名郭からの改称）→（6）西ノ丸→（7）西櫓（馬出）→（8）西木戸→（9）帶曲輪→（10）水曲輪と、B（11）北ノ丸→（12）ヲシバと、C（13）旧二ノ丸東櫓→（14）三ノ丸→（15）南櫓（大手）→（16）出丸に分け、（17）井戸（丸）、（18）田尻の池、（19）腰と単独列記される。他に御馬場曲輪・擂鉢曲輪・箱井戸などの呼称も紹介されている。

さてここで、決戦前夜に兵の配置をする陣頭指揮において、どのように各曲輪を呼称していたのか興味が湧いてくる。戦のない平和な時代になった江戸時代初期に軍事的な学問として、全国の城が調べられているが、この時点では既に本丸→二の丸→三の丸→出丸と呼称される。では中世末期ではどうであったのか機能的に考えたい。天守と言う単語は織田信長が岐阜城で使用したのが最初とされ、山城では一番標高の高い部分に簡素な櫓を立て城域が見渡せる物見櫓の機能を天守と言っていたようであり、現本丸を天守曲輪（主郭）と呼称するのが妥当であろう。それに続く曲輪に方位名称を付ける妥当性は、机上で絵図面を見る軍学

では漢数字がわかり易く、曲輪の上下関係を示し易いのだが、こと現地ならば方位がイメージとして兵に伝わり易く、兵站作業に的確と考えた。最も先端はやはり先を意味する「出」ないしは「外」を単純に付けて「方位」+出曲輪（外曲輪）とし、次にある各方位曲輪からの戦局をにらんだ指揮の伝達に速効性や利便性がある配置と言えよう。増築に関しては旧名称に「元」を付け標記することが妥当と考えられ、その結果が第7図の（案）となる。この曲輪群が機能面において如何なる効果を発揮したか不明であるが、天守曲輪に至るまでの障害は単純に2倍以上になったであろう。番号①～⑥は連続性を意味するもので、曲輪の階層順位的な数字ではない。連続性は①+②+④を基本とし、これに防御性を加味した増築の⑤と⑥が加わり、守りに厚みを持たせている。列記した結果が上記の表であるが、東出曲輪と北出曲輪は城の掻手にあたる最終防御ラインとなり、距離間をあける増築が一切施されていない。一方、南出曲輪と西出曲輪は敵兵力を最初に受け止める最前線の防御ラインであり、新たな連郭を増築して距離間を保っている。また、出曲輪は当時の最新技術である角馬出構造をとるが、城外に討つて出る角馬出の機能とともに、山城の鉄砲戦に対応した堀構造の一部と理解した。

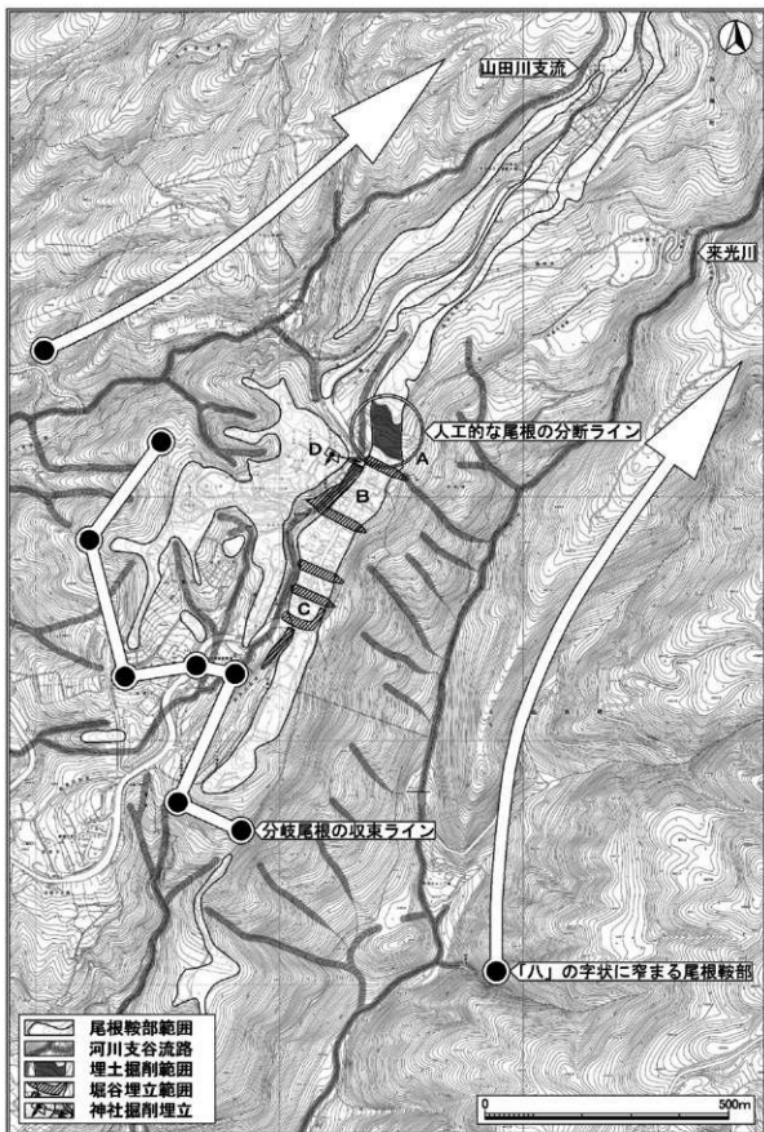
中世～近世城郭の曲輪配置は、①輪郭式、②連郭式、③並郭式、④梯郭式、⑤渦郭式、⑥階郭式などがあるが、従来もまた今後も山中城跡は②連郭式と呼称していくことを基本としたい。しかし、その構成要素が地理的環境から中心点を基点に「ハ」の字状に窄まる様相が看取でき、また、主となる曲輪の北側が二重の堀と自然要害斜面や切岸・堀切がなされるだけで、曲輪等が配置されないことから、詳細に語るならば2方向へ連郭が伸びる構造を基本とし、主郭の配置と隣接する曲輪の配置から、④梯郭式と③並郭式の要素を含んだ②連郭式の合体型城郭（④③+②）と判断しておきたい。全ては関所的機能と天守曲輪の機能をそれぞれ独立して一城の中に納めた構造と判断され、相応の施設が東出曲輪～南出曲輪の間に直線的に配置されてそこを望む天守曲輪とともに最も重要視されていたのは容易に想像できる。

江戸時代の呼称である主要な出丸（出曲輪）は城の最先端にあって、その虎口は堅固な門と内部構造（大手門）を指すと考えられ、当然山中城においても該当する部分が予測できる。但し、戦闘前夜において箱根路は利用の利便性は考えておらず、南出曲輪先端の大手門（虎口）を閉ざし、橋は橋板や橋脚・橋脚台まで取り除かれていたと考えられる。唯一の虎口は角馬出構造の土枝折であった。また、箱根路自体が虎口前まで堀が掘削されて既に存在しなかったか、屈曲して帶曲輪に接道していたと理解している。

敵勢力の分割を狙って急ぎ造成した岱崎曲輪は未完成の状態であったが、城域を囲む堀は既に完成しておりある程度機能していたと考えられてきたが、戦闘の痕跡は僅かで城域を示す仕掛けの一部（堀と堀切）だけが行われた城としたい。勘兵衛の記録を見ると岱崎曲輪は仕寄から遠く、全く記述されておらず相手にされていない。勘兵衛の言う出丸は、現南櫓と駐車場部分を指す南出曲輪に位置していたことが理解でき、現岱崎出丸に侵攻する本戦のルートはなかったものと判断したい。

5. 廃城後の土地利用（案）

山中城廃城後の土地利用は、江戸時代初期、東海道の敷設と間の宿機能を持たせた山中新田集落の形成による積極的な利用がなされてきた。第8図に見られるように、東出曲輪から南出曲輪間での尾根を横断して分割していた堀（B・C）は埋め立てられ、縱位の堀と谷の一部が平坦化している。尾根から掘削された堀の上であれば、土塁や櫓の土を移動して窪地程度まで旧状に近づける埋立は可能であるが、元々谷であった縦位の谷を埋める土量には城内の土では全く足りない。ここでは、この埋土の搬出場所が東出曲輪上位の尾根を利用したと推定して記述したい。



第8図 山中城跡周辺の地形と「ハ」の字状尾根 (1/10,000)

三島市教育委員会

その根拠となるのが、第8図（A）において、この幅の自然谷ならば東斜面の侵食がもっと進み深い谷が発達していかなければならないが、東斜面はむしろ膨らんでいて谷が全く形成されていないことが理由となりそうである。つまり上流から刻まれた谷は山中城天守曲輪（腰曲輪）と東曲輪の間を通過していたと判断でき箱井戸と田尻の池に合流し、人工的な尾根の分断ラインは後世の掘削と考えることが妥当と考えた。また、欄干橋の架かっていた水堀に水を誘導することは、ここに本流が通過していたならば、水を溜める構造とすることは大した土木量でなかったと判断できる。

その後、間の宿は徐々に発展・拡張していくと考えられ、天和3年（1683）の諸国古城之図「伊豆山中城」では「山中ノ町」と表記され、東曲輪と南曲輪の範囲がそれに該当する。この時点の縱位の谷は全部が埋め立てられておらず、神社域も表現されていない。次の大正元年（1912）多米家宝物の山中城址之図では埋め立てラインがわかる図面で既に平坦化している。江戸時代初期へ幕末までの間に徐々に埋め立てられ、

（D）神社城が1683年以降に立地し、掘削・参道の土橋状造構が造成されたと判断できる。山中間の宿は明治初年（1868）で道両端に42軒が軒を連ねており、本陣と脇本陣2軒があった。道に対する奥行きは徐々に長くなり、縱位の幅も谷も江戸時代の交通量の増加に伴い徐々に埋め立てられ平坦化整地されたのではないかと判断できる。各調査地点の断面を観察すると、最大4回の埋め立ての記録が残され、D層の旧表土が被覆する。第15地点のD層出土遺物から18世紀後半（1750）の時期の表土と想定され、その後3回の埋め立てと整地が繰り返されたことが理解できる。その始まりは戦後処理として直ちに行われ、関所機能の撤廃と街道の安全確保が行われたことは、徳川家康が天正18年（1590）に江戸へ入城したことからも明らかであろう。また、慶長9年（1604）に日本橋を起点とした五街道整備が開始され、松並木や一里塚と一緒に間隔の宿場を整備して寛永元年（1624）に完成したとされる。途中、慶長19年（1614）に小田原城の絶構えの撤去、大阪冬の陣に伴う兵力の移動などが行われ、山中城においても集中して街道整備に伴う改変が行われたと考えられる。このことは、翌慶長20年（1615）に山中宿が開設されることからも明らかである。その埋め立て土はD層下部の層位にあたり、黒色土の混じらない厚いローム土で構成される場合が多く、この均一な覆土は近接曲輪内の土壠や地業層では黒色土が混ざる可能性が高くなる。全く黒色土の混ざらない層位が堆積することから、一定の土取場から搬出を行っていたと判断する方が説明しやすく、人工的な尾根の分断域から箱根路部分を集中的に埋め立てた可能性を示唆しておきたい。

6. おわりに（もうひとりの勘兵衛）

「もうひとりの勘兵衛」と銘打ってまとめとするが、もうひとりの意味するところは、NHK大河ドラマ軍師官兵衛の黒田孝高と名前の発音が同じとして挙げただけで、別に深い意味をもたない。山中城を説明する時に「かんべえ」と説明すると多くの方が「黒田官兵衛」を連想するため、「もうひとりの」を代名詞としている。前述したとおり、戦記物の記述としての覚書は秀逸であることから、勘兵衛のひとり勇敢に侵入した自慢話を除けばさわめて正確と判断できる。その執筆年は「先年。山中へ太閤様被押寄候様子。」とあり、秀吉が太閤となるのが1591年12月であり、先年が数年前とすると1592年1月～3月までと推定できる。限定する理由は、文章中に「十七 太閤様。内府公。信雄公を御あひ手に被成。今度山中にて中納言殿。次には丹波の少将殿。御仕方を御吹聴被成。但其段も。中村式部少こときの者を。中納言殿へ御付被成候は。今度の如く裁判させ。」とあり、丹波の少将殿つまり豊臣秀勝が朝鮮に出兵するのが4月であり、なおかつそこで10月に病没することから、名護屋城内における裁判の記録として勘兵衛の過去の記録を転記して書いたとすることが正しのではないだろうか。この時勘兵衛は、山中城攻城の有増（あらまし）を尋ねられたの

で「まとめ」として書いた文章としている。この戦以降、勘兵衛は「捨ても1万石はとるべき」との名声を得ていたとされ、中村一氏押領の3千石から6千石への加増を断り、増田長盛4千石、藤堂高虎2万石へと順調に晋升する。しかしながら、勘兵衛は戦の武功に対する正当な評価と勝利を勝ち取るために独断専行する傾向（山中城攻めにおいても）が多々認められ、味方の死者・負傷者の数にかかわらず勝利を追及していたようである。「渡辺水庵覚書」においても、勘兵衛の性格と行動が詳細に記録されているので既刊報告書の全文にあたって深くお読み頂きたい。また、文章記述が1592年とすると既にこの時点から本丸・二の丸・三の丸・出丸の表記がなされており、文献的には初見と言えるのではないであろうか。但し、筆者は他の文献を知らないだけである事を付け加えておく。

さて、前項までに記述してきた内容は、現状変更に伴う確認調査によって導き出された現三ノ丸の分割状況が既刊報告書との間に相違が有ることと、勘兵衛の推定侵入ルートが出丸虎口の解釈で全く違う案が導きだされること、曲輪名称を江戸時代の呼称から方位呼称に変えた案のこと、最後に魔城後の土地利用についての案のこと等であるが、その事実と空想を巡らすため、城の創築から増築・改修について大まかな可能性のある文献から全体の築城期をまず概観したい。

山中城は、戦国時代末期に後北条氏によって築造された街道を管理する兵站目的の城として築城され、その後軍事的要素の強い山城に変貌していく。創築は明らかでないが、相模・甲斐・駿河の「三国同盟」が崩壊して軍事的緊張が高まった永禄10年（1567）頃（第7図 第1次築城期）に比定されている。永禄12年（1569）6月2日に信玄が出陣して「悉ク焼払イ、にら山、山中まで働き」と記述され、既に城として機能していたことが地名から推察されている。その後、秀吉が開白となり九州征伐が終わると、天正15年（1585）関東・奥羽における私的な領土紛争に対し天皇の勅定として禁止を働きかけた。これにより豊臣と後北条の間で確執が拡大し、後北条氏は天正15年（1587）頃、領国内に朱印状を発給して農民を徴収し、対決を予想した大改修工事（第7図 第2次築城期）に取り掛かったと推察される。天正17年（1589）11月3日に名胡桃城を計略により略奪した事実を契機に、同24日秀吉が宣戰布告状を送り対決が確定すると、急ぎ現岱崎出丸（第7図 第3次築城期）が築造されたとされる。しかしながら現岱崎出丸は、とても5ヶ月弱では造りきれる規模ではなく、第2次築城期に基本形がある程度出来ていたのではないかと推定する。そして、天正18年（1590）3月29日の山中城攻めとなつた。以上、時の流れから推察できる築城期とそれらを補完する画期と文書の存在から最低3回の築城期が想定され、第2期と第3期は重なる部分が多いことがわかり、小規模な改修・維持管理を含めると多数存在するのではないかと推定できる。

さて、本稿を書くに当たって思いついた疑問は、前述してきたことの繰り返しとなってしまうが、現木戸口一西櫓一西ノ丸間が当時の築城術の最先端をいく角馬出構造と複合した幅広な堀構造をとるのに対して、箱根路の通路と目される関所先端部分にそれ相当の遺構が表現されて無いことに疑問を感じたことによる。大きな戦を前にして後北条がとるべき対策として、当然あってしかるべき戦闘的な防護構造であることから、現南櫓周辺にも必然的に同様の構造物を構築していたと考えることに無理があるのでしょうか。この疑問から周辺の構造を現況地形と比べることから行った。

その中から国道1号のカーブに目がとまり、なぜ蛇行するのかが重要なポイントとなつた。確かに上り線から三ノ丸堀と谷で低くなった地形で大きく右カーブ、当然尾根鞍部を越えながら左カーブしなければ現集落に入れない高低差がある。国道1号としてはスピードを落とさず安全で安定した走行を第一義と考えることからこの形状なのであろうが、もし、ここに掘削された切通し状の地形が残っていたのならどうであろう。自然手前の右カーブに対して左へ曲がるカーブが堀の中を必然的に通過する設計がなされていたのではない

かと考えた次第である。つまりこの形状が、角馬出の堀と合致するのではないかと予測するに至った理由である。

もうひとつの理由として、現三ノ丸堀が直進して谷に落ち込むのに対して、南側に隣接する二重に掘削されたもう1本の三ノ丸堀が、現駐車場で途切れて見えなくなってしまっていることにある。駐車場の下は発掘調査に至っておらず、この下に角馬出状堀と堀間の通路状の帶曲輪の湾曲が取まり、箱根路に対する大手門（南出曲輪）の構造が構えられていたのではないかと予測は発展した。この予測を遠く裏付けるものとして、現状変更に伴う発掘調査例を記してきた。第15地点の三ノ丸は本丸と独立した尾根地形であったことがわかり自然地形の谷が三ノ丸堀側へ流下すること、三ノ丸の尾根周辺地形の窪みと山中新田内の地割形状に合致点があり、加えて第20・24地点に現実的な尾根の分断が確認されたこと、第21地点に尾根に対して縱位の幅の狭い堀が確認されたことに起因し、現三ノ丸は複数の曲輪に分離されていたことが妥当となってきた。ここまで事実が発見されると、「渡辺水庵覚書」に対しての解釈も全て考え直す必要性が生じてきた。勘兵衛の記述では明らかに出丸の虎口を意識して仕寄が均等間隔に行われているのに対して、現山中城の岱崎出丸には虎口がないことは事実で、勘兵衛の記述でも現岱崎出丸と合致する記述は無い。既刊報告書の侵入経路は3町（329m）の距離を現南櫓までの直線と把握したためと理解でき、当然、岱崎出丸の中間から侵入としたのであろう。この最初の段階で侵入経路は破綻をきたしている。また、その後、現南櫓付近の記述は勘兵衛の記述と一致するが、先に侵攻して二ノ丸手前の水堀と欄干橋の位置関係を「谷越え」と間違えたため、その後の方位と距離間及び終着点は勘兵衛の記述と全く整合していない。

虎口は国道1号と箱根旧街道が交差する位置関係にあったと想定（巻末図版7）し、基点を「0」とすると、1町手前のつぶらの位置関係は谷底の腰から続く尾根末端の地が若干高い地形であり最も有力な候補となる。1町手前のつぶらから3町の距離に三の丸があったとされるため、文中でも記したが直線距離では地形から想定できる三の丸堀（元南出曲輪）を越えてしまう。このことから、侵入経路ははらかの湾曲が無ければならなくなり、必然的に角馬出構造であったなら無理なく理解できると判断した。また、2方向からの厳しい銃撃を一時余りの間絶え間なく続けた場所が何処にあったのかである。出丸（南出曲輪）において上枝折を設けなければならない場合、そこは大手門ないしは馬出の虎口しか考えられない。当然大手門は二階門と同等の立派な構造と考えられ、角馬出の虎口が上枝折であったと考えることが機能としては妥当であろう。また、2方向から鉄砲が撃たれてきたとすると、現南櫓と三の丸二階門では、方向性が一致てしまい、あと一方向が不明であった。ところが、第21地点で確認された幅の狭い堀にその役割があると考えられる。既刊報告の山中城郭図の中に大正元年（1912）多米家宝物の「山中城址之図」及び史跡指定申請のための「山中城実測図」（1930）市川近太郎の写しと実測図では、明らかに南櫓が箱根旧街道の東側に位置して記録され、堀で囲まれた土壇を形成して区画され「出丸ノ内 南櫓趾」としている。つまりこれが、櫓を囲む堀跡と判断でき、ここに元南出曲輪の南櫓があれば鉄砲筋の2方向が完成する。

勘兵衛の言う三の丸二階門の中は、大きな曲輪でないことが調査と絵図写し等で実証されたので、もうひとつの三の丸・二の丸・東櫓を周辺地形から予測してみたい。もうひとつの三の丸二階門は、宗閑寺手前の一段高いレベルに位置し、第21地点の堀と直角に接続する。周辺には両端に窪みと曲輪の湾曲が認められ、横断する堀構造が想定できる。この区画はその後も現状の土地利用の区画として利用され、山中宿内と字名岱崎の宿外に色分けが成されており、山中城在城時からの地形の変化点として継続したと判断したい。箱根旧街道においても石畳の敷かれた部分と敷かれない宿内の境もここに設定され、第20地点の並木敷状地形にその痕跡が残されている。境と考えられる地形には、現国道1号の設計においてもカーブとして現れ、こ

れ以降の尾根鞍部は直進する道になっている。

次に二の丸（東曲輪）になるが、勘兵衛の文章は簡潔明瞭で一気に水堀と櫛干橋の表記になり、いかにも直線的に急いで侵攻している状況が目に浮かぶ。前記絵図写しには「+」記号状の堀跡が本丸と三の丸の間にあり、尾根を確実に分断している。この堀が二の丸（東曲輪）手前の水堀と考えることが妥当であろう。また前記実測図でも段をなす2本のラインが湾曲して線引きされており堀跡の可能性を示唆している。曲輪内に入り本丸を確認すると文章表記は途絶え、一挙に本丸に到達している。勘兵衛の文章では東櫛（東出曲輪）は表現していないが、現地には並行する二重の堀切の痕跡が認められ、東斜面上にはその崖みが観察できる。山中城北側の搦手は厳重に防護されていた状況が看取される。

さて、鉄砲戦に対応した構造を山城に求めるためには、旧来言われてきた各曲輪の用途を考える必要性がある。鉄砲戦に備えた堀幅を尾根鞍部に設定すると土木量が多大になり分断幅には限界があつて不可能である。この問題を、来るべき豊臣の軍勢を迎撃つ前に解決し、急ピッチで造成した構造が山中城に遺構として残されている。その場所は現西ノ丸（西曲輪）と西櫛（西出曲輪）である。複合した堀陣子で区画された障子堀は幅23m、その上には西櫛に繋ぐ橋がないことに回答が隠されている。多くの城郭研究者からは「ここに橋がないのはおかしい」と評価され、「味方が戦闘しているのに、兵の充当が出来ず、ただ旗を振って応援していたのか」と酷評されてきたが、当然発掘調査で橋脚台等は発見されていないため、橋を設ける整備はしなかつた。さてここで、文中でも記述したが時は戦国時代末期、戦いのはじまりは鉄砲戦に主流が移り兵の侵攻に鉄砲は欠かせないものとなる。現西櫛が角馬出構造といつても何頭の騎馬が常駐できたであろうか。余りにも狭い曲輪からの騎馬の出陣を考えるよりも、帶曲輪を馬出として利用したほうが直線的で妥当性がある。むしろ、騎馬により打って出る作戦に使用された曲輪でなく、兵を常駐させない「空曲輪」として、鉄砲の有効射程を外す堀幅として利用したのではないかと想像した次第である。これにより、現西ノ丸と西櫛の間に橋を設けなかった理由と障子堀が形成された理由と判断してはどうであろうか。つまり、元々は敵堀であつて橋も架けられていたが、鉄砲戦を意識した後は、角馬出を狭くして堀幅を広げ、橋及び橋脚台を撤去して障子堀としたと推定したい。

次に、障子堀、敵堀の呼称について触れておきたい。先学がこだわってつけたので残したいと思うが、上から覗き見た姿を捉えて「障子の棟のような堀」と誤って理解されていることは誠に残念でならない。ある雑誌の城特集では「ワッフルのような堀」とも表現されている。本来は、堀内の障壁が「衝立障子に似ている」ことに由来するものである。長い堀の間にローム土の障壁を掘り残して設け、攻め手の堀内移動を制限する役割があったと考えられる。障壁自体の効果は不明であるが、西ノ丸の曲輪や周辺の堀から拳大の扁平な亜円礎が出土することから、殺傷能力のある石礎（つぶて）を利用して効果的に堀区画内に投石されていたようである。江戸時代の軍学書では「堀障子」と記述されている。城郭研究において用語の統一は不可欠なようで、山中城の堀呼称を「堀障子」としたほうが良いのではないかと、各方面から意見をいただくこともあります。以下に考察を述べようと思う。

堀を大きく分類すると、水堀と空堀に分類される。その形状から、堀切や堅堀・敵状堅堀群・横堀に分化する。堀切は尾根鞍部を分断し城域の墨線を確定するもので、薬研堀や箱堀の堀切が主流である。堅堀と敵状堅堀群は、等高線に直行するように曲輪から伸長させた堀で、単列か複数列配置するものである。比較的古い技術であるとともに、これを採用する城主と採用しない城主に分かれているようであり、関東や東海の城ではほとんど見られないようである。横堀は、曲輪の周囲を取り巻くように巡らした堀で16世紀中頃の関東・東海で採用され、全国に広まったと説明されている。基本的に箱堀の形状を呈し、その内部形状で仕切

り（堀障子）や段差を設けたことが山中城で確認され、この堀名称を模索した結果が、単列の堀障子構造を「敵堀」とし、複数列ないしは複合した堀障子を「障子堀」とした。この名称は、現在文化庁記念物課発行の「発掘調査の手引き」（2013）においても、障子堀として写真付きで記載されていることから見ても既に全国的に認知された呼称であると判断したい。また、階層的な堀名称の面から見ても、堀全体の総称として「○○堀」と呼称するならば、「堀障子堀」はいさか不適格と思われ、構造説明時に「堀障子」という単語を使うべきであろう。但し、「敵堀」に関しては言い得て妙のところがあるが、上位に敵状堅堀群とあることから、横堀を正式名称として、説明の段階で「堀障子のある横堀」とすることが妥当と判断して案として提示したい。

最後に、城の形状は魔城時と後世の改変により大きく形を変えてしまう例が多く、大きな城であればあるほど、本来の姿を復元する手段は発掘調査に因るしか方法は残されていない。その調査も城域が広がれば広がるほど調査量は膨大となり、一部分の確認調査で全体を復元整備した地域が残される結果となった。自然、未調査部分には多くの問題が残り、本来地上に見えていた遺構の復元は難解を極める。この様な状況から多くの城郭研究者が想像して文章を連ねる隙間を与える結果ともなっている。本書もその域を脱しない文章であることは重々承知しているが、現三ノ丸の状況が確実に変化したことは事実であり、ここでまとめるに重要性があると判断した。つまり、変化させなければならないところは変化させ、間違ったものは間違いとして認識しなければ、先には進めない。先学の考古学に対する情熱と掉尾を飾る結果に至った報告書の記述は決して無になるものではなく、むしろここまで発掘調査を進めていただいた感謝の気持ちが勝り、日々新しく更新される結果と繋がるものは繋げて活用し、進化させなければならない。遺跡は土の下に眠っているものであるが、決して死んだものではなく、今も目の目を見ることを望んでいる遺跡があると理解し、今後も行われる調査に対して一喜一憂して自分自身の空想も訂正していくたい。今後は、山中城の顔となる山中城正面の復元を目指した発掘調査を「三島市歴史的風致維持向上計画」に基づいて行いたいと考えている。計画は10年のスパンをもっているので、ゆっくりと、しかし確実に結果を報告して復元整備に繋げていきたいと考える。予測と結果の整合はどうであれ、最も激戦の行われた南出曲輪と虎口を正確に調査し、魅力ある復元を完成させることは、山中城の魅力を更に高めるものとなり、ひいては本城並びに北条五代の歴史を正確に語るものとなるであろう。

（文責・芦川忠利）

第2章 本調査

(平成25年度)

例　　言

1. 本報告は、平成25年度に実施した本調査についての報告である。
2. 本調査は、三島市土木課の事業費により三島市教育委員会文化振興課が実施したものである。
3. 本調査における整理作業は、調査担当の指示の元に整理作業員が実施し、執筆は基本的に担当者が行った。
第1章 芦川忠利（調査・挿図図版・写真図版） 伊庭美喜子（図化） 須原淑乃・芦川（執筆）

凡　　例

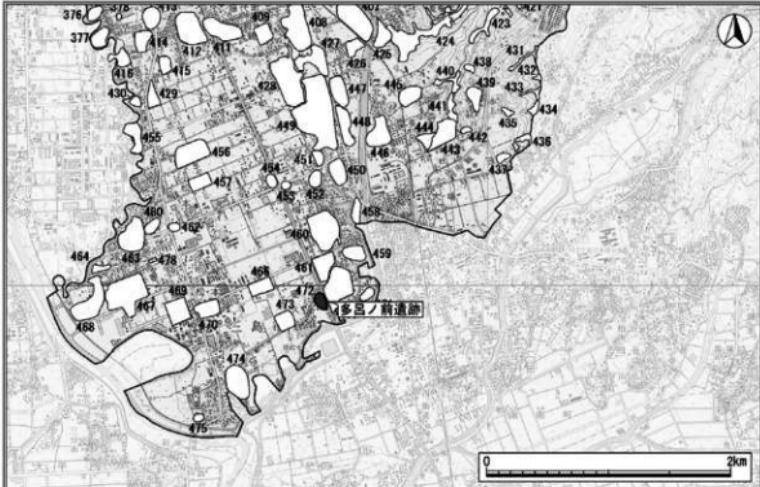
1. 遺構・遺物の縮尺
遺構図1/200～1/500・1/1,000　　断面図1/20～40
2. 実測図の標高は海拔高度を示すが、それ以外は事業地基準点からのマイナス深度である。
3. 透明度の表示
各色20%表示を基本とする。
4. 第1～6節に表示される層位の色調RGB数値は、赤緑青の濃さを000～255の256段階で計測数値化したものである。
その手順は以下のとおりである。
 - A. 断面をデジタルカメラで撮影する。
断面に太陽光が正面からあたる時間帯を基本とする。
影の発生を抑えるため薄曇時の撮影を基本とする。
撮影後色調補正するために、三原色パターンと共に撮影する。
 - B. フォトショッップでデジタル画像を計測する。
断面部分のレベル補正後、三原色パターンに基づき色調補正をする。
各層位毎数カ所を指先ツール（強さ50%）で混ぜて色の平均化をする。
スポットツールで色調を吸い取り、カラーピッカー数値を読み取る。
Rは赤、Gは緑、Bは青で数値は3桁で表示した。RGB表示の設定ができるソフトウェアならば、層位色調の再現が画面上で可能である。

第1節 多呂ノ前遺跡 第6地点 (No.472)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、三島市の公共事業である市道御園安久線道路改良事業に伴う多呂ノ前遺跡第6地点の事前発掘調査である。遺跡照会は平成25年7月、三島市都市整備部土木課市道・河川整備推進室により照会があった。事業地は周知遺跡範囲（Na472）と重複関係にあり、隣地（第5地点）の確認調査で遺跡が確実に包蔵することを三島市遺跡地図等で示し、調査に対する事業実施前の協力を要請した。平成25年7月29日付、三都土280-281号で三島市教育委員会に対して調査依頼書・土地所有者承諾書（三島市長）の提出がされ、これを期に文化振興課で計画書を策定（10月5日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会・三島市教育委員会との調査に対する調整後、土木課事業として文化振興課調査員による遺跡の取扱いができる条件が整い、遺跡遺存部分全体の確定を図るための発掘調査通知（法第99条・第94条第1項）を進達して実施する運びとなった。現地調査は10月17日につき、2地区の調査範囲に作業員4名を投入して構造・遺物の検出につとめ、11月6日実働8日間で現地発掘調査を完了し、24日までに埋め戻し作業を行い終了した。

調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵物の保管証と発見届を11月27日付、三教文第233・234号で送付した。正式な終了報告は同日付、三教文第230・229号により静岡県教育委員会と三島市に報告した。同日、法第94条第1項に対する副申を三教文第232号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、12月6日付、教文第1455・1455の2号で工事立会いの通知があり、三島市にも送付(12月15日付、三教文255号)した。工事立会いは平成29年1月1日現在、工事着工の連絡が主管課よりないため実施されていない。



第1図 遺跡の位置と題名の遺跡 (1/40,000)

三鼎木业有限公司

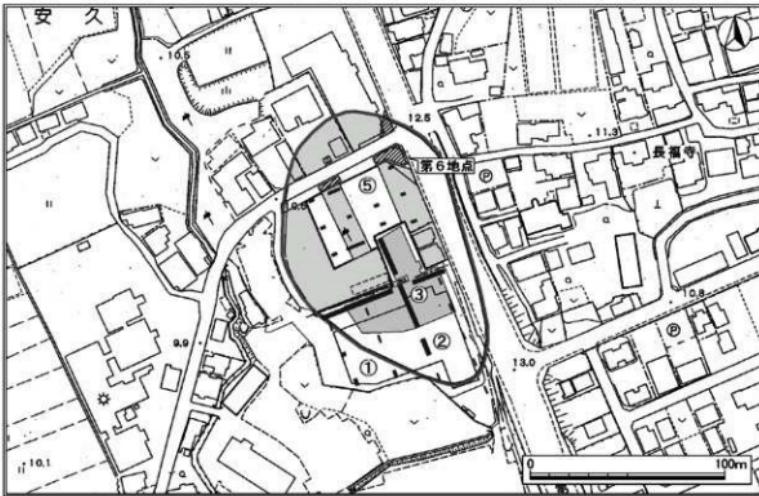
埋蔵文化財の認定は、12月11日付、静三計第121号で通知（県認定通知12月3日付、教文第1442号写し）があった。調査結果の概要は、三島市文化財年報第26号（2015）で報告している。

2. 遺跡の立地と周辺の調査例（第1・2図）

多呂ノ前遺跡第6地点は、JR三島駅を基点とするS-22.0°Eの方向性へ4.82km、大場川右岸の半島状微高地標高10.7m前後に位置（安久地内）する。国土座標データは緯度35度05分09.38秒、経度138度55分51.11秒を中心点とする。

三島扇状地及び沖積地と箱根山西麓の境界域を流下する大場川は、安久付近で狩野川沖積層とぶつかり西に流路を曲げる。川の流速は極めて遅くなり、河川の蛇行が発達して大規模な半島状微高地を形成する地域にある。微高地は周辺に広がる後背湿地より地形的には安定しているため、多くの集落遺跡が後背湿地域の水田經營を背景にして成立する状況が見られ、多呂ノ前遺跡もこういった地形上に展開する遺跡である。本遺跡の過去の調査例は比較的の規模が大きく、現在周知遺跡範囲外も含め5件の調査例が記録されている。本地点は調査順位から便宜的に第6地点と呼称した。

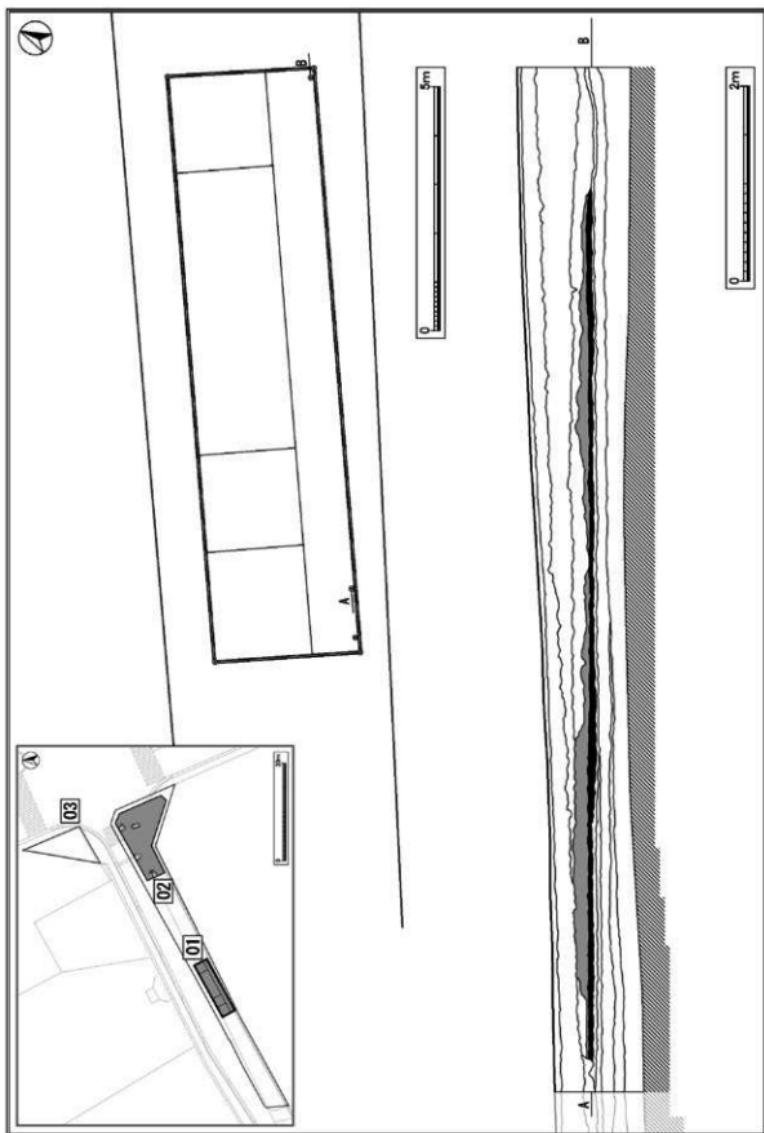
過去の調査例では、平成11年に貨店舗建設に伴う第1地点の試掘調査①・第2地点の確認調査②・第3地点の本調査③と連続した調査例である。検出した遺構は官道小路クラスの道路遺構2本、掘立柱建物跡4棟、井戸1基を確認し、特に道路遺構は路両側に溝を有していた。出土遺物より奈良時代から平安時代（8世紀後半～9世紀前半）のものと把握され、該期の条里遺構と方向性が合致するものである。調査の詳細は、「多呂ノ前遺跡」（2001）で報告が成されている。第4地点は平成17年ドライブイン建設に伴う周知遺跡外である北側の調査例で、第3地点で確認された道路遺構が伸長する可能性があったため確認調査を行ったが、遺構・遺物等を検出することはできなかった。詳細は、埋蔵文化財発掘調査報告XIII（2008）「遺跡名なし第1地点」で報告が成されている。第5地点は、平成24年に沿道サービス施設建設に伴う確認調査例である。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会

第1節 多呂ノ前遺跡 第6地点



第3図 1区の位置・調査範囲と断面図 (1/1,000・1/100・1/50)

三島市教育委員会

検出した遺構は、第5地点から伸長する道路遺構1本、住居跡と推定できる竪穴状遺構3基と土坑1基を確認したが、遺構に伴う遺物は検出できなかった。出土遺物は擾乱層と遺物包含層から出土し、古墳時代～中世のものと近現代の遺物と混在して包蔵していた。調査の詳細は、「三島市埋蔵文化財発掘調査報告書—補助事業版第1号—」(2015)で報告がなされている。

周辺の代表的な遺跡は、大場川水系ではNo.407巷町田遺跡・No.460伊勢原遺跡・No.461箱根田遺跡・No.471安久遺跡など、御殿川水系ではNo.408金沢遺跡・No.449中島B遺跡、境川水系ではNo.463長伏遺跡・No.468長伏六反田遺跡が近接し、微高地に遺存した奈良時代～平安時代を主体とする弥生時代から中世までの集落遺跡や条里・城館関連遺跡が調査例と共に遺跡名報告書や埋蔵文化財発掘調査報告書等で報告がなされている。

3. 調査の概要

(1) 各調査区配置(第2図)

事業に伴う範囲と第5地点(平成24年度)の調査結果により想定される調査区は、道路南側の1・2区(01・02)、北側の3区(03)の3分割となった。その内道路北側3区の隅切り部は、将来的には計画があるものの今回の事業実施からは外れていたため、未調査の部分として残されている。南側1区は、第3・5地点で検出された道路遺構の伸長が想定(第5地点第3図)され、南側2区は住居跡と目される竪穴状遺構や土坑が検出されたため、確認調査を回避して直接本調査の全面範囲(調査区)とした。

1区の概要と層序(第3図)

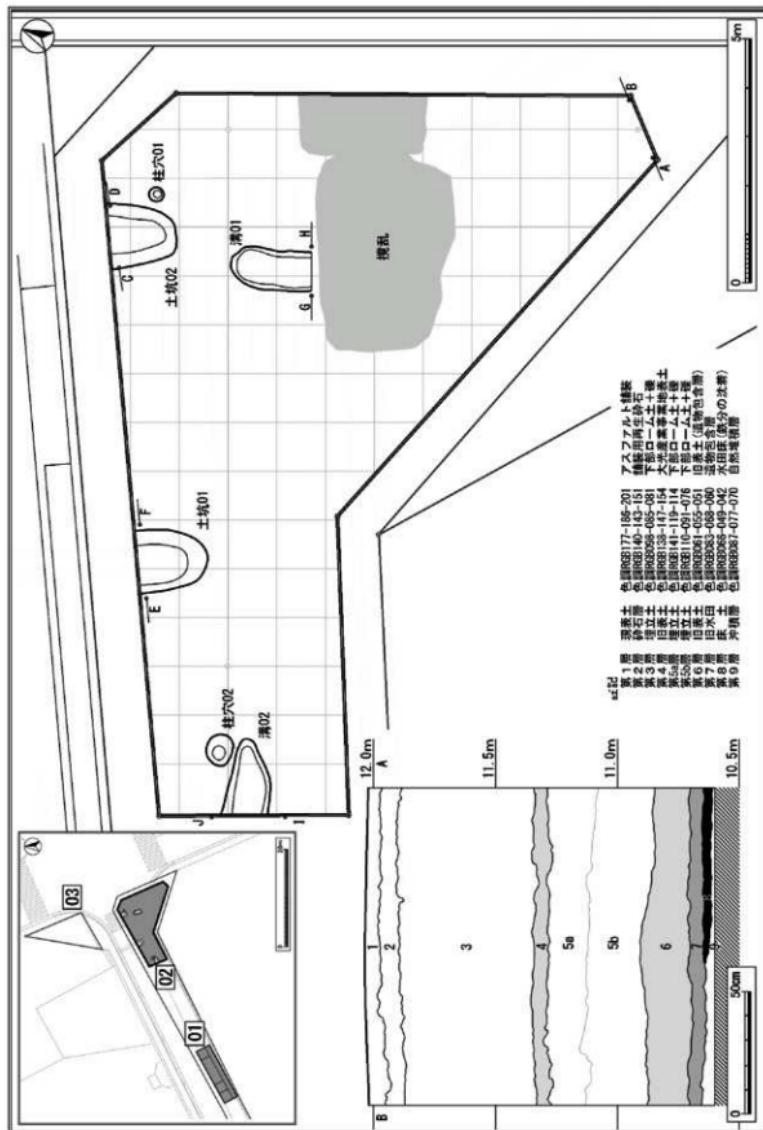
第3地点で確認した道路遺構は、北側に伸長するほど遺構の遺存状況が悪くなる傾向が看取され、第5地点T1-2トレンチでは路肩の溝底部だけになっていた。また、第4地点1トレンチではその痕跡は後世の擾乱によって既に消失していた。この状況下で当該地に、道路遺構が検出される可能性は低いものとなつたが、伸長方向に幅3m長さ12mの調査区(36m²)を設定して、平面的な調査を優先実施した。

調査は、重機による無遺物層の排除後、作業員による排土と精査を各層位ごと繰り返した。断面は、調査区南壁を利用して逆セクション図を作成しながら表土下最大1.17mまで確認した。調査時における各層位の観察結果は分層のみに留め、層中央部に位置する透明度30%の黒(旧水田耕作土)と黒(水田床土)の連続する層位を境として上部と下部のまとまりとして第3図に示す。上部は舗装アスファルト層・碎石層・盛土用客土(下部ローム土と礫の混土)・盛土時の擾乱層の順に堆積していた。下部の層位は、水平堆積を示す薄い層の連続で、鉄分の沈着層と沈着しない層の連続である。当地が過去浅海から河川の後背湿地帯へ変化した時点の冠水層で冲積である。過去の周辺遺跡の調査例より、遺構は旧耕作土の下部に位置する水田床土を精査すると遺構が確認できる場合が多いが、平面・断面とも注意深く精査するものの、目的の道路遺構に伴う溝跡は検出できなかつた。

2区の概要と層序(第4図)

第5地点で確認した竪穴状遺構が展開すると考えられる調査区である。南側国道136号の中軸線上が最も高い半島状微高地が展開するようで、集落跡や墓域の展開が第6地点に連続すると想定されていた。トレンチはT1-4・T2-4において、隅丸方形の住居跡と推察される平面プランをなす浅い落ち込み3基が土坑1基とともに検出された。遺構に伴う遺物は、全く検出できず時代・時期等は確定できていない。遺跡は、現状遺跡保護層が設定できる範囲であり、本調査に至っていないが、今後国道136号の拡幅工事前には本調査が必要となる。調査区は道路交差点付近に位置し、接道隅切り部を主体とした変形七角形(95m²)を呈する。

第1節 多呂ノ前遺跡 第6地点



第4図 2区の位置・調査範囲と断面図 (1/1,000・1/100・1/20)

三島市教育委員会

調査は、重機による無遺物層の排除後、作業員による排土と精査を各層位ごと繰り返した。断面は、調査区東壁を利用して表土下最大1.44mの9層の砂礫土を確認した。調査時における各層位の観察結果は、層下部に位置する透明度30%の黒（旧水田耕作土）と黒（水田床土）の連続する層位を境として上部と下部のまとまりとして第4図に示す。上部は舗装アスファルト層・碎石層・盛土用客土（下部ローム土と礫の混土）・旧事業地表土・畑作土（遺物包含層）の順に堆積していた。下部の層位は、半島状微高地のベース土で遺構確認面の砂礫土である。

（2）検出遺構と出土遺物（第5・6図 図版1・2）

2区の検出遺構は、第5地点で確認した竪穴状遺構プランの検出例から、集落域が検出されるものと予測していたが、実際の遺構確認面精査では墓域と目される方形周溝墓状の溝跡2本と土坑2基・柱穴2本であった。遺物は出土量こそ多くないものの、弥生時代末から古墳時代初頭の遺構内外10点の遺物を図化して報告する。

第1号溝跡（溝01）

溝跡は調査区の中央部東寄りの道路側切り部から検出された。溝の伸長する南下半は、重機パワーショベルのバケットによる掘削で搅乱されて消失し、陸橋部で対となる他3本の区画やL字の溝跡は検出されなかつた。溝の平面形状は隅丸の長方円を呈し、内部方形部の直線化した溝プランは確認されなかつた。規模は長軸1.36m、幅0.83m、残存溝底深度0.19mと計測される。溝底部の形状は平坦で箱型を呈する。覆土は3層に分層され通常堆積である。覆土内遺物は第6図1・4・7・8である。

第2号溝跡（溝02）

溝跡は調査区の西端から検出された。溝の伸長は、調査区外に伸長する可能性があるが、地勢が後背湿地へ変化する位置関係にあり低地帯での遺構確認は難しいことと、第5地点の調査結果から搅乱域に含まれる可能性が高いため拡張は行わなかつた。陸橋部で対となるL字や他3本の区画は検出されなかつた。溝の平面形状は内部方形・外部円形をなし、内部は直線化した溝プランを呈している。規模は長軸1.58m、幅0.95m、残存溝底深度0.20mと計測される。溝底部の形状はU字型を呈する。覆土は2層に分層され通常堆積である。覆土内遺物は全く出土しなかつた。

第1号土坑（土坑01）

土坑は調査区の北端西寄りから約半分が検出された。平面形状は小判型の梢円形をなしている。規模は長軸1.47m、幅1.27m、残存坑底深度0.25mと計測される。坑底部の形状は平坦なU字型を呈する。覆土は2層に分層され通常堆積である。覆土内遺物は全く出土しなかつた。

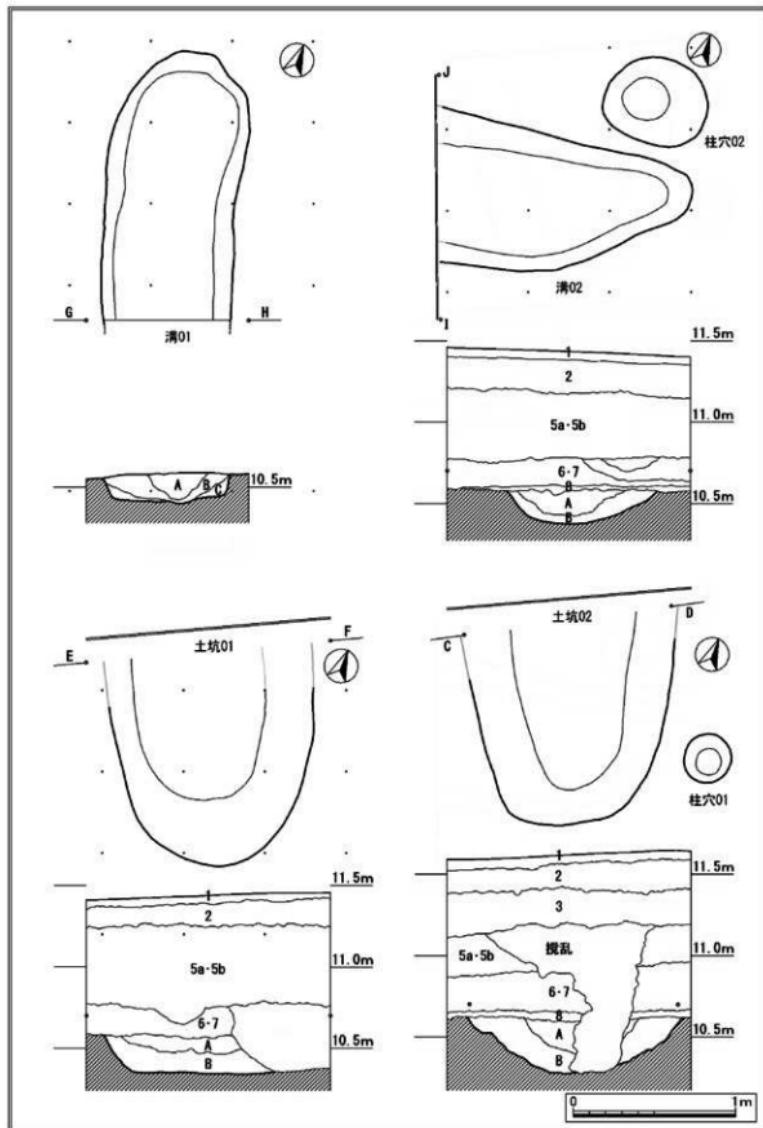
第2号土坑（土坑02）

土坑は調査区の北端東寄りから約半分が検出された。平面形状は梢円形をなしている。規模は長軸1.25m、幅1.30m、残存坑底深度0.33mと計測される。坑底部の形状はU字型を呈する。覆土は2層に分層され通常堆積である。覆土内遺物は全く出土しなかつた。

柱穴01・02

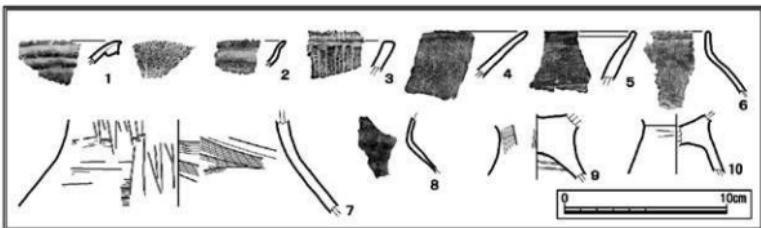
柱穴01は溝02に近接して検出された。平面形状は梢円形をなし、中心点が若干ずれている。規模は長軸0.66m、幅0.53mと計測される。柱穴02は土坑02に近接して検出された。平面形状は円形をなし、規模は直径0.3mと計測される。両柱穴とも単独で存在する。

第1節 多呂ノ前遺跡 第6地点



第5図 溝状遺構・土坑平面・断面図 (1/30)

三島市教育委員会



第6図 出土遺物 (1/3)

三島市教育委員会

第1号溝跡の遺物（第6図1・4・7）

1の遺物は、断面三角形を呈する折り返し口縁の破片で広口壺と考えられる。色調は外面淡褐色、内面灰色を呈し、7と同一固体と考えられる。4は高環の口縁部であろうか。

遺構外の遺物（第6図2・3・5・6・8～10）

3・5は壺の口縁である。4・6・8は硬質でやや薄手の土器である。9・10は台付壺の脚部である。第1号溝南の擾乱域からまとめて出土した。

4.まとめ

本調査の結果、多呂ノ前遺跡第6地点1区は第3・5地点で検出された道路遺構の存在を地形的制約から確定することが出来なかった。しかし2区では、第5地点に続く遺跡が検出でき弥生時代終末から古墳時代初頭の土器群と共に溝跡と土坑・柱穴を確認し、竪穴状遺構と共に墓域を含む集落域が微高地に展開することを予測させた。後背湿地域には条里成立以前の水田遺構が広がっていたと考えられ、規模こそ違うが西大久保遺跡（1999）のあり方と様相を同一視できる。断面観察から、後世の水田經營や事業地化の段階での擾乱は広範囲に及び、遺構の遺存状況は不良である。今後、3区の調査や国道136号拡幅部の調査に統一すれば、遺跡の性格等を正確に把握できるものとなるであろう。断面観察結果のとおり、遺物包含層は僅かで遺構確認面下の覆土は浅いものと判断されるが、遺跡中心地である既存道路下の更なる調査に期待したい。

以上のことから、事業地の遺跡は完掘し記録化を図ったため、事業に伴う開発は支障ないものと判断したい。

第3章

確認調査

(平成25年度)

例　　言

1. 本報告は、平成25年度に実施した事業者負担の確認調査についての報告である。
2. 確認調査は、事業者負担により三島市教育委員会が実施したものである。
3. 確認調査における整理作業は、調査担当の指示の元に整理作業員が実施し、執筆は基本的に担当者が行った。各節の作業分担は以下のとおりである。

第1～18節 芦川忠利（調査・挿図図版・写真図版） 伊庭（図化） 須原・芦川（執筆）

凡　　例

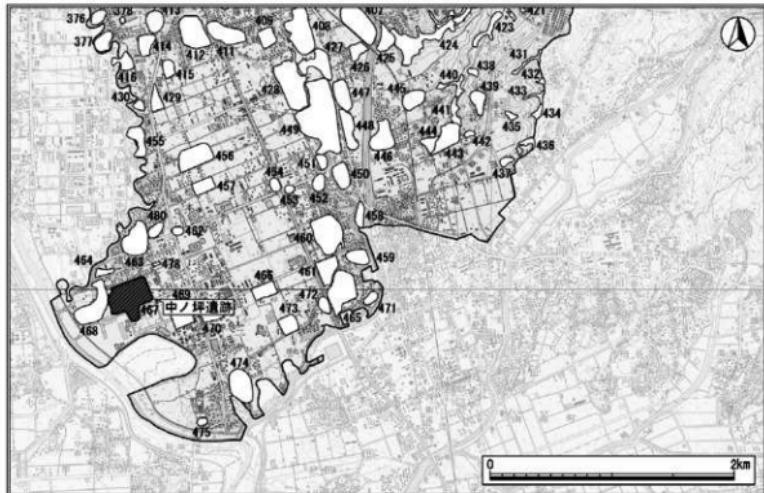
1. 遺構・遺物の縮尺
遺構図1/200・1/400・1/1,000　　断面図1/20
2. 実測図の標高は海拔高度を示すが、それ以外は事業地基準点からのマイナス深度である。
3. 透明度の表示
黒色20%表示を基本とする。
4. 第1～4節に表示される層位の色調RGB数値は、赤緑青の濃さを0～255の256段階で計測数値化したものである。
その手順は以下のとおりである。
 - A. 断面をデジタルカメラで撮影する。
断面に太陽光が正面からあたる時間帯を基本とする。
影の発生を抑えるため薄曇時の撮影を基本とする。
撮影後色調補正するために、三原色パターンと共に撮影する。
 - B. フォトショッップでデジタル画像を計測する。
断面部分のレベル補正後、三原色パターンに基づき色調補正をする。
各層位毎数カ所を指先ツール（強さ50%）で混ぜて色の平均化をする。
スポットツールで色調を吸い取り、カラーピッカー数値を読み取る。
Rは赤、Gは緑、Bは青で数値は3桁で表示した。RGB表示の設定ができるソフトウェアならば、層位色調の再現が画面上で可能である。

第1節 中ノ坪遺跡 第10地点 (No467)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う中ノ坪遺跡第10地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年3月26日、(株)プライムホーム（小永井建築設計事務所）により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（No.467）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年3月29日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（4月7日決裁）となった。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として確認調査を実施する予定であったが、平成25年度の市内遺跡等確認事業の決定通知が2ヶ月程遅れ、補助金による遺跡の取扱い条件が整わなかった。このため、事情を説明して理解を求め、事業者負担による遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るために調査を実施する運びとなった。埋蔵文化財の発掘通知（法第99条第1項）と進達は4月8日付、三教文18・19号で事業者と静岡県教育委員会に送付した。

現地調査は、4月8日に開始、1ヶ所のグリッドに事業者負担の重機を投入して無遺物層を除去後、調査員1名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働1日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、4月10日付、三教文22号で進達した。正式な終了報告は同日、三教文第20・21号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第1項に添付する副申を三教文第23号で封筒送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、4月15日付、教文第127号で工事立会いの通知があり、事業者に4月15日付、教文127号の2を送付（4月24日付、三教文



41号）し、工事中の立会い調査を行った。調査結果の概要は、三島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

2. 遺跡の立地と周辺の調査例（第1・2図）

中ノ坪遺跡第10地点は、JR三島駅を基点とする南（S-5.0°-E）の方向性へ4.39km、標高10.6m前後の狩野川と境川合流部に位置する。国土座標データは緯度35度05分14.44秒、経度138度54分52.38秒を中心点とする。

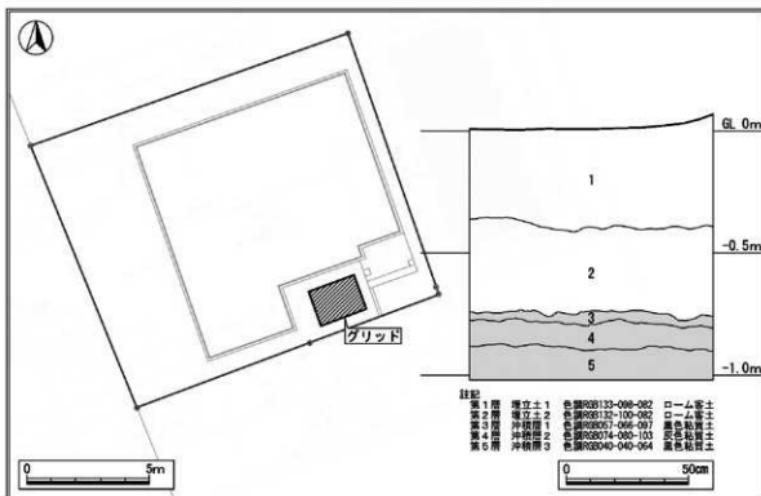
遺跡は、狩野川右岸の大蛇行帶中の微高地上に展開するが、広域で複雑に入り組んだ後背湿地域にもあり、今回は事業地が周知の遺跡範囲東端と重複するため調査の対象となった。周辺は水田耕作地が展開し、市街化しない地域であったが、近年は大規模開発に伴う事前調査や宅地分譲に伴う事前調査が多くなり、今までに9件の調査例が記録されている。初例は、平成5年2月に実施した宅地造成工事に伴う試掘・確認調査例で、奈良・平安時代の遺物散布地（包含層）を見出したが、遺構を検出することはできなかった。三島市埋蔵文化財報告Ⅲ（1994）で報告をしている。第2地点は、駐車場造成事業に伴う平成17年3月の調査事例で、後背湿地帯にわずかに堆積した遺物包含層より古墳時代・平安時代の遺物散布が認められ、三島市埋蔵文化財報告XII（2007）で報告をしている。第3～7地点は、企業誘致に伴う公共機関主導の事業に伴い平成19年5月の調査事例で、後背湿地内へ流れ込む長伏六反田遺跡流出の遺物散布が認められ、三島市埋蔵文化財報告XV（2010）で報告をしている。第8地点は、宅地造成工事に伴う平成23年3月の調査事例で、遺跡範囲中の空白域である。三島市埋蔵文化財報告XIX（2014）で報告をしている。第9地点は、宅地分譲事業に伴う平成25年2月の調査事例で、遺跡範囲中の空白域である。三島市埋蔵文化財報告補助事業版第1号（2015）で報告をしている。今回の調査地点は、順位より便宜的に第10地点と呼称した。

周辺の他遺跡調査例では、境川上流域でNo463長伏遺跡において弥生時代の環濠状溝跡の検出事例があり。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と断面図 (1/200・1/20)

三島市教育委員会

加藤学園考古学研究所の所報11（1988）で報告がなされている。事業地西側に展開するNo.468長伏六反田遺跡は、弥生時代の方形周溝墓群、古墳時代の円形周溝、平安時代の集落跡、中世の居館跡関連遺跡である溝で囲まれた掘立柱建物群の検出事例があり、長伏六反田遺跡（1999）で報告がなされている。No.478長伏上塙辛田遺跡は、弥生時代の水田跡の検出事例があり、長伏塙辛田遺跡（1992）で報告がなされている。また、No.480桶田遺跡は、溝に区画された集落跡から墨書き土器の検出事例があり、三島市埋蔵文化財発掘調査報告II（1992）で報告がなされている。

3. 調査の概要

(1) グリッド配置と層序 (第3図)

確認調査はグリッド調査法を利用して行い、事業地を10m間隔の方眼で区画しその中に1.5m×2.0m（3m²）規模のものを1ヶ所に設営した。事業地面積154.31m²に対する試掘率は1.94%であった。調査は、事業者負担の重機により無遺物層を除去後、調査員による排土と精査を各層位ごと繰り返した。断面は、グリッド北壁を利用して表土下1.09mの沖積層粘質土まで5層に分層した。調査の結果、第3層以下に遺物包含層となり得るもののが認められたが、遺構・遺物の包蔵は全く確認できなかった。

4. まとめ

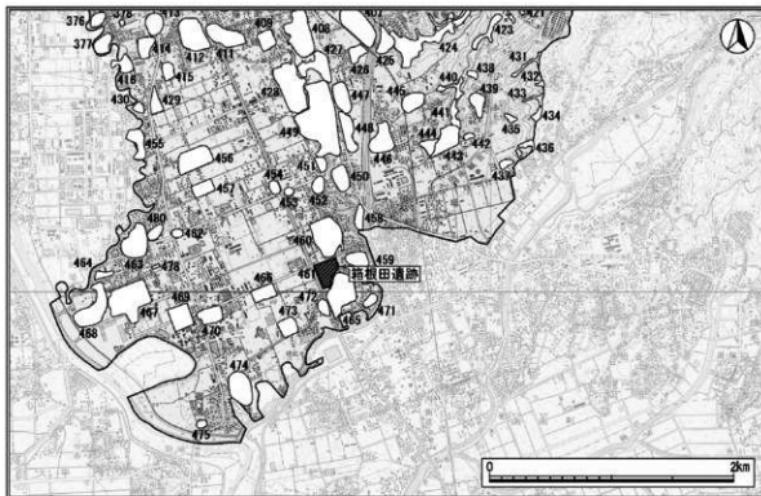
中ノ坪遺跡第10地点は、断面観察の結果により立地的に狩野川流域の止水後背湿地域にあることが理解でき、第3層以下は下水臭のある層位である。近・現代は水田用地としての利用されてきたであろうが、近年の客土搬入で大きく搅乱を受けた。遺跡範囲中の空白域と判断することが妥当であろう。事業実施に伴う工事は、立会い調査後支障無しと再度判断された。

第2節 箱根田遺跡 第7地点 (No.461)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、宅地分譲事業に伴う箱根田遺跡第7地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年3月14日、篠東栄住宅により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（No.461）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年3月19日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書（事業主）・土地所有者承諾書（土地所有者）の提出を期に計画書を策定（4月12日決裁）となった。埋蔵文化財の発掘通知（法第99条第1項）と進達は4月12日付、三教文25・26号で事業者と静岡県教育委員会に送付した。

事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として確認調査を実施する予定であったが、平成25年度の市内遺跡等確認事業の決定通知が2ヶ月程遅れ、補助金による遺跡の取扱い条件が整わなかつた。このため、事情を説明して理解を求め、事業者負担による遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなつた。現地調査は、4月15日に開始、1ヶ所のトレンチに事業者負担の重機を投入して無遺物層を除去後、事業者負担の作業員1名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働1日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、4月18日、三教文36号で進達した。正式な終了報告は同日付、三教文第35・34号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第1項に添付する届申を三教文第37号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、5月1日付、教文第227号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（5月14日付、三教文53号）し、工事中の立会い調査を行つた。調査結果の概要は、三島市文化財年報



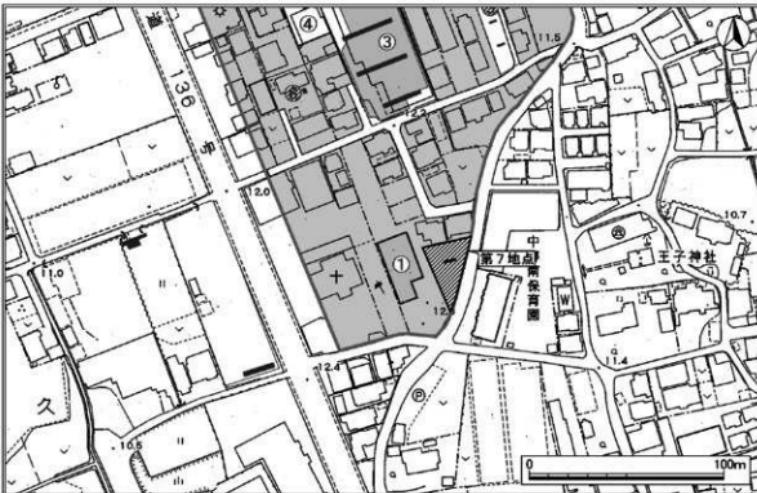
第26・27号（2015）で報告している。

2. 遺跡の立地と周辺の調査例（第1・2図）

箱根田遺跡第7地点は、JR三島駅を基点とする南南東（S-23.0°-E）の方向性へ4.69km、平野部を構成する沖積地大場川右岸の微高地から後背湿地域に位置する。事業地は、隣地堀込遺跡周辺地にもあたり、集落域の存在も想定できる範囲で、標高は12.3m前後を測る。国土座標データは緯度35度05分14.08秒、経度138度55分53.23秒を中心点とする。

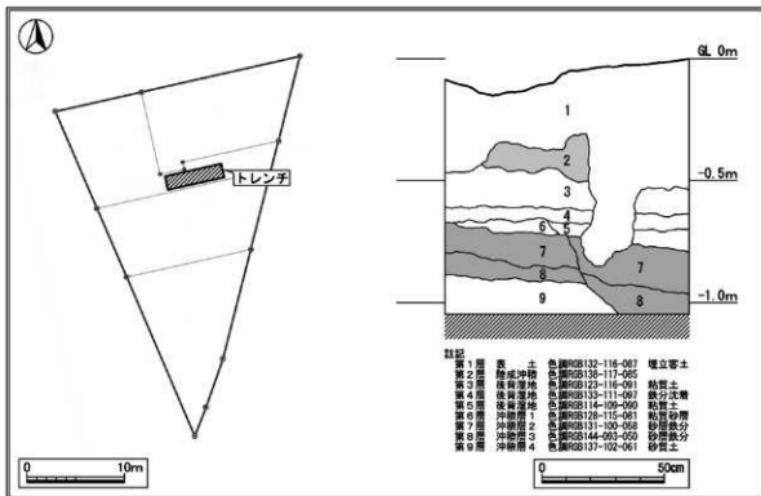
今回は、事業地が遺跡範囲下端部と重複するため調査の対象となった。本遺跡の発掘調査例は過去6例を記録している。初例は、倉庫及び事務所建設に伴うもので、平成2年4月の試掘・確認調査と本調査を連続したものである。検出遺跡は、複数の溝構造が交差する古墳時代前期以降の生産遺跡が想定された。調査の報告は安久香形遺跡（1991）で報告している。続く第2・3地点は店舗建設に伴うもので、同一地点の確認調査（平成5年）と本調査（平成12年）である。掘立柱建物跡と人工路跡等の遺構と人面墨書き土器・墨書き土器や木簡・木製祭祀具の遺物を多量に出土した調査例である。国府関連の祭祀遺跡や物資の集積を行う津の機能を有した遺跡と判断している。調査の成果は、箱根田遺跡（2003）で報告している。第4地点・第5地点は共同・集合住宅建設工事に伴うもので、いずれも遺跡範囲内の空白域と判断している。調査報告は、三島市埋蔵文化財報告XII・XVI（2007-2011）で報告している。第6地点は個人専用住宅新築工事に伴うもので、平安時代の遺物と共に溝跡が検出された事例で、条坦遺構・生産遺跡との関連性が指摘されている。調査報告は、三島市埋蔵文化財報告XVI（2011）で報告している。今回の調査地点は、順位より便宜的に第7地点と呼称した。

周辺の他遺跡調査例では、御殿側上流域でNo481西大久保遺跡（1996）、No368青木原遺跡（2006～09）、No



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と断面図 (1/500・1/20)

三島市教育委員会

411青木B遺跡（2002・05）、No.408金沢遺跡（1993）が代表となり、大場川下流域はNo.458中島遺跡（1958）、No.471安久遺跡（1989）等の調査例が集中する。流域の遺跡は、弥生～平安時代の集落跡と墓域・水田等の生産遺跡・祭祀跡の検出例がまとまっており、中世の遺物散布地まで含まれる複合遺跡となる場合が多い。その報告は、三島市教育委員会発行の各遺跡名報告書と三島市埋蔵文化財発掘調査報告書で報告を網羅している。

3. 調査の概要

(1) トレンチ配置と層序 (第3図)

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地を10m間隔の方眼で区画しその間に1.5m×6.0m（9m²）規模のものを1ヶ所に設営した。事業地面積469.62m²に対する試掘率は1.92%であった。調査は、事業者負担の重機により無遺物層を除去後、事業者負担の作業員による堆土と精査を各層位ごとに繰り返した。断面は、トレンチ北壁を利用して表土下1.10mの沖積層砂質土まで9層に分層した。調査の結果、第2層の陸生沖積層は遺物包含層となり得るものであったが遺物の包藏は認められなかった。また大部分は後世の擾乱により消失していた。

4. まとめ

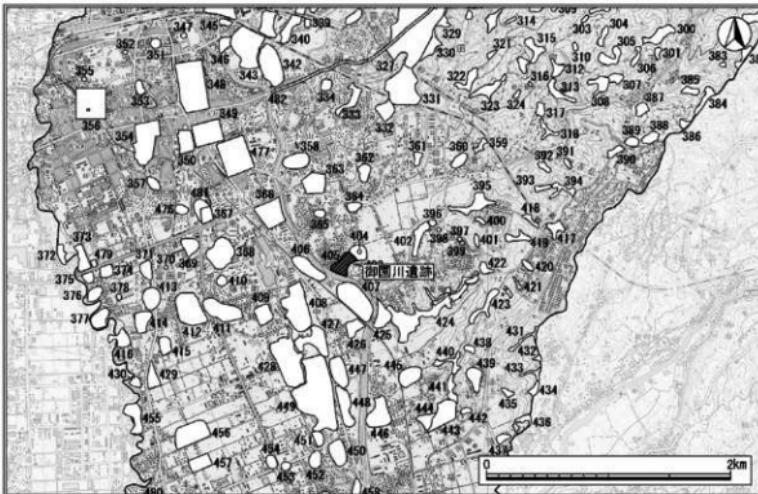
箱根田遺跡第7地点は、断面観察の結果により立地的大場川流域の後背湿地域にあることが理解でき、近・現代は水田用地としての利用されてきたであろうが、近年の客土搬入で遺物包含層や遺構確認面が搅乱を受けたため、消失域と判断することが妥当であろう。事業実施に伴う工事は、立会い調査後支障無しと判断した。

第3節 御園川遺跡 第5地点 (No.405)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う御園川遺跡第5地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年3月19日、香賀設計工房により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（No.405）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年3月19日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（4月24日決裁）となった。埋蔵文化財の発掘通知（法第99条第1項）と進達は4月24日付、三教文42・43号で事業者と静岡県教育委員会に送付した。

事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として確認調査を実施する予定であったが、平成25年度の市内遺跡等確認事業の決定通知が2ヶ月程遅れ、補助金による遺跡の取扱い条件が整わなかつた。このため、事情を説明して理解を求め、事業者負担による遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなつた。現地調査は、4月26日に開始、1ヶ所のトレントに事業者負担の重機を投入して無遺物層を除去後、調査員1名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働1日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、5月1日、三教文46号で進達した。正式な終了報告は同日付、三教文第45・44号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第1項に添付する副本を三教文第47号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、5月17日付、教文第305号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（5月23日付、三教文59号）し、工事中の立会い調査を行つた。調査結果の概要是、三島市文調査結果の概要是、三



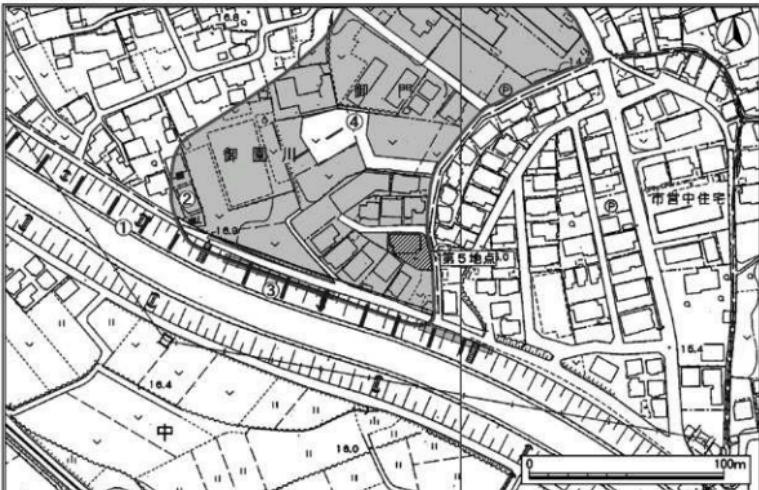
島市文化財年報第26・27号（2015）で報告している。

2. 遺跡の立地と調査例（第1・2図）

御園川遺跡第5地点は、JR三島駅を基点とする南東（S-45.5°-E）の方向性へ2.82km、旧大場川左岸と埋没河川である御園川右岸の低地帯に位置する。事業地は、両河川により形成された河岸段丘状の傾斜地に展開し、標高15.8m前後を測る。国土座標データは緯度35度06分29.87秒、経度138度55分58.89秒を中心点とする。

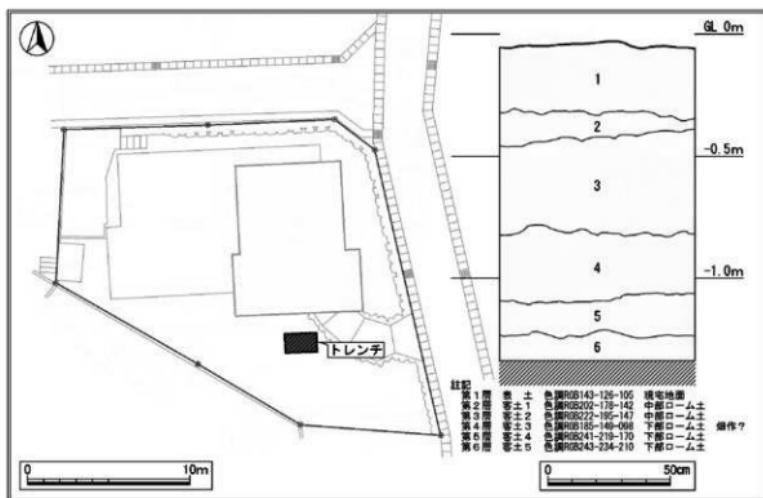
今回は、事業地が遺跡範囲下半部東端と重複するため調査の対象となった。本遺跡の発掘調査例は過去4例を記録している。初例は、公共事業の河川改修事業に伴うもので、平成3年4月～6月の試掘・確認調査と平成4年4月～6月の第3地点の本調査を行った。検出遺跡は、奈良時代～平安時代の集落跡と中世の遺物散布域である。大場川遺跡群（1995）で報告をしている。続いて同事業の派生事業として、平成4年3月に第2地点の農地改良事業による試掘・確認調査例がある。古墳時代から中世までの遺物散布域が検出でき、三島市埋蔵文化財発掘調査報告書II（1993）で報告している。第4地点は平成21年5月にマンション建設工事に伴う試掘・確認調査例がある。古墳時代から現代までの混在する遺物散布域が検出でき、三島市埋蔵文化財発掘調査報告書XVII（2012）で報告している。今回の調査地点は、順位より便宜的に第5地点と呼称した。

周辺の他遺跡調査例では、御殿側上流域でNo481西大久保遺跡（1996）、No368青木原遺跡（2006～09）、No411青木B遺跡（2002～05）、No408金沢遺跡（1993）が代表となり、大場川下流域はNo458中島遺跡（1958）、No471安久遺跡（1989）、No461箱根田遺跡（2003）等の調査例が集中する。流域の遺跡は、弥生時代～平安時代の集落跡と墓域・水田等の生産遺跡・祭祀跡の検出例がまとまっており、中世の遺物散布地まで含まれる複合遺跡となる場合が多い。その報告は、三島市教育委員会発行の各遺跡名報告書と三島市埋蔵文化財発掘調査報告書で報告を網羅している。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と断面図 (1/300-1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

(1) トレンチ配置と層序 (第2・3図)

確認調査はトレンチ調査法を利用してを行い、事業地を10m間隔の方眼で区画しその間に1.2m×2.0m (2.4 m²) 規模のものを1ヶ所に設営した。事業地面積326.42m²に対する試掘率は0.73%であった。調査は、事業者負担の重機により無遺物層を除去後、調査員による排土と精査を各層ごとに繰り返した。断面は、トレンチ西壁を利用して表土下1.32mの下部ローム土客土層まで6層に分層した。調査の結果、客土の状況から現地は旧大場川流路部分にあると判断された。この結果は、旧地図の追跡調査でも裏付けられ、河床面のレベルは表土下6m程と判断できた。

4.まとめ

御園川遺跡第5地点は、断面観察により下部ローム土の客土が複数回行われた結果として現れている。事業地東にある道路が旧流路中心部と判断でき、大きく右に開析しながら流れているようである。遺構・遺物とも全く検出することはできなかった。

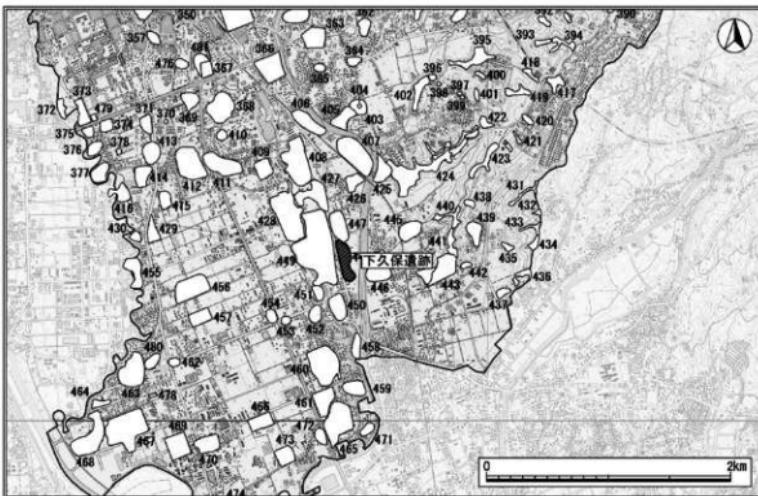
以上により、本地点は立地的に旧大場川流路域にあることが理解でき、近・現代は水田用地としての利用されてきた。本調査例では、遺構検出がなく散布遺物の遺跡主体は御門集落域に展開するものと推定できるが、現況において周知の遺跡範囲としては登録できていない。本地点は遺跡範囲中の空白域と認識し、事業実施に伴う工事は、立会い調査後支障無しと判断した。

第4節 下久保遺跡 第2地点 (No.448)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う下久保遺跡第2地点の確認調査である。遺跡照会は、平成25年3月19日、セキスイハイム東海㈱（駒木測量設計事務所）により代理照会があり、事業地は周知遺跡範囲（No.448）と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。平成25年5月9日付で三島市教育委員会に対する調査依頼書・土地所有者承諾書（事業主）の提出を期に計画書を策定（5月10日決裁）となった。埋蔵文化財の発掘通知（法第99条第1項）と進達は5月中に事業者と静岡県教育委員会に送付した。

事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として確認調査を実施する予定であったが、平成25年度の市内遺跡等確認事業の決定通知が2ヶ月程遅れ、補助金による遺跡の取扱い条件が整わなかつた。このため、事情を説明して理解を求め、事業者負担による遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなつた。現地調査は、5月17日に開始、1ヶ所のトレントンに事業者負担の重機を投入して無遺物層を除去後、調査員1名を投入して遺構・遺物の検出につとめ、同日実働1日間で完了した。調査結果は、口答で直ちに連絡し、埋蔵文化財発掘の届出書を、5月21日、三教文56号で進達した。正式な終了報告は同日付、三教文第55・54号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。同日、法第93条第1項に添付する副本を三教文第57号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、5月28日付、教文第382号で工事立会いの通知があり、事業者に送付（6月7日付、三教文69号）し、工事中の立会い調査を行つた。調査結果の概要は、三島市文化財年報第26・27号



第1図 遺跡の位置と周辺の道路 (1/40,000)

三島市教育委員会

(2015) で報告している。

2. 遺跡の立地と調査例 (第1・2図)

下久保遺跡第2地点は、JR三島駅を基点とする南東 (S-33.5°-E) の方向性へ3.57km、市域沖積平野部の標高14.8m前後に位置する。国土座標データは緯度35度05分57.50秒、経度138度55分56.42秒を中心点とする。

遺跡は、大場川と御殿川に既定される中州状微高地に展開し、事業地が遺跡範囲上半部西端と重複するため調査の対象となった。両河川とも河川改修事業により調査例の多い地域であるが、本遺跡は発掘調査例が少なく、1例が記録されているだけである。地点は、調査順位より便宜的に第2地点と呼称した。

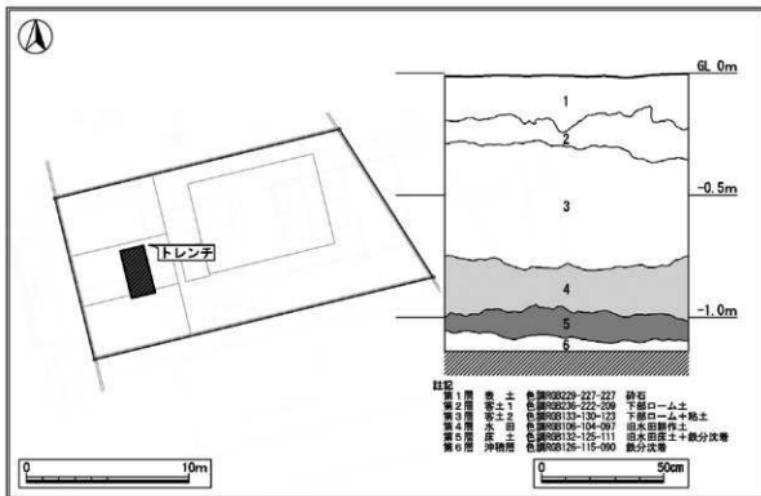
第1地点は、平成21年4月に実施した宅地造成工事に伴う試掘・確認調査例で、河川蛇行帯から流路部分に位置し、周辺の地形観察から事業前に少なくとも約2mにおよぶ客土による埋め立てが行われた位置関係にあった。調査の結果、遺構・遺物を検出することはできなかった。調査の詳細は、三島市埋蔵文化財発掘調査報告書XVII (2012) で報告が成されている。

周辺の他遺跡調査例では、御殿川上流域を代表してNo.408金沢遺跡、No.449中島B遺跡がある。金沢遺跡は、弥生時代～平安時代までの集落跡と墓域の発掘調査事例で、金沢遺跡 (1993) が遺跡を代表する報告書である。中島B遺跡は、弥生時代～平安時代の集落跡の発掘事例で、中島上舞台遺跡 (1983) と三島市埋蔵文化財発掘調査報告IX (2004) が遺跡を代表する報告書である。下流域では、No.460伊勢原遺跡、No.461箱根田遺跡、No.471安久遺跡が代表となる。伊勢原遺跡と箱根田遺跡は、埋没する流路を介して有機的につながる奈良時代～平安時代の集落跡と祭祀跡の発掘調査事例で、箱根田遺跡 (2003)・伊勢原遺跡第3・4地点、第5・6地点 (2010) が遺跡を代表する報告書である。安久遺跡は弥生時代～平安時代の集落跡の発掘調査事例であり、安久遺跡 (1989) で報告が成されている。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と断面図 (1/300・1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

(1) トレンチ配置と層序 (第2・3図)

確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地を10m間隔の方眼で区画しその間に1.5m×3m(4.5m²)規模のものを1ヶ所に設営した。事業地面積200.27m²に対する試掘率は2.25%であった。調査は、事業者負担の重機により無遺物層を除去後、調査員による排土と精査を各層ごとに繰り返した。断面は、トレンチ北壁を利用して表土下1.5mの沖積層砂層まで6層に分層した。調査の結果、通常第5層と第6層間には、黒色をなす陸生の沖積層が遺存するのが普通であるが、直接砂層となり遺物包含層は認められなかった。また、第4層水田耕作土にも遺物散布は全く認められず、遺跡範囲中の空白域と捉えたい。

4.まとめ

確認調査の結果、下久保遺跡第2地点はトレンチ北壁の断面観察から、埋め立てにより道路レベルまでの平坦地化した痕跡が認められた。埋め立ては、主として下部ローム土による盛土造成がなされ、表層部に中部ローム土を被覆して整地、宅地造成で碎石を被覆して整地を実施したものと理解できる。断面観察結果のとおり、遺物包含層は遺存せず、また下部の遺構確認面での精査にもかかわらず全くプラン等の検出もできないことから、遺跡縁辺の荒野地と理解することが妥当と考えられる。

以上のことから、事業地は、下久保遺跡の周知範囲中の好立地に位置していたが、事業に伴う開発は支障ないものと判断した。事業者には、文化財保護法第93条第1項の提出後指示通知通りの立会い調査を実施してすべての調査を完了している。

写真図版

図版1

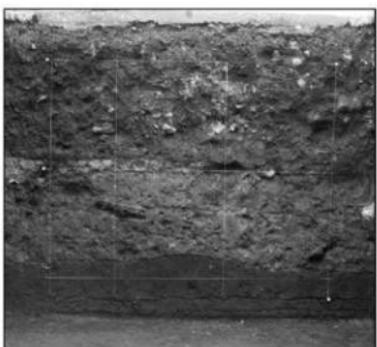
多呂ノ前遺跡 第6地点



1. 2区調査前



2. 調査風景



3. 層序断面



4. 土坑01断面



5. 調査風景



6. 完掘

三島市教育委員会

多呂ノ前遺跡 第6地点



1. 1区断面



2. 調査風景



3. 完掘



4. 層序断面



5. 埋め戻し



6. 出土遺物

三島市教育委員会

図版3

中ノ坪遺跡 第10地点



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し

箱根田遺跡 第7地点

図版4



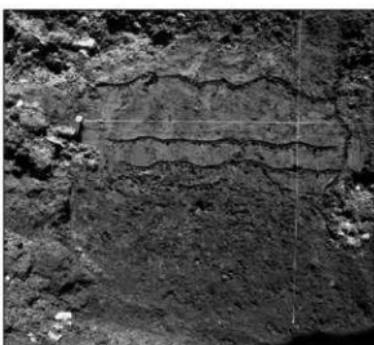
1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 完了

図版5

御園川遺跡 第5地点



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し

下久保遺跡 第2地点

図版6



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



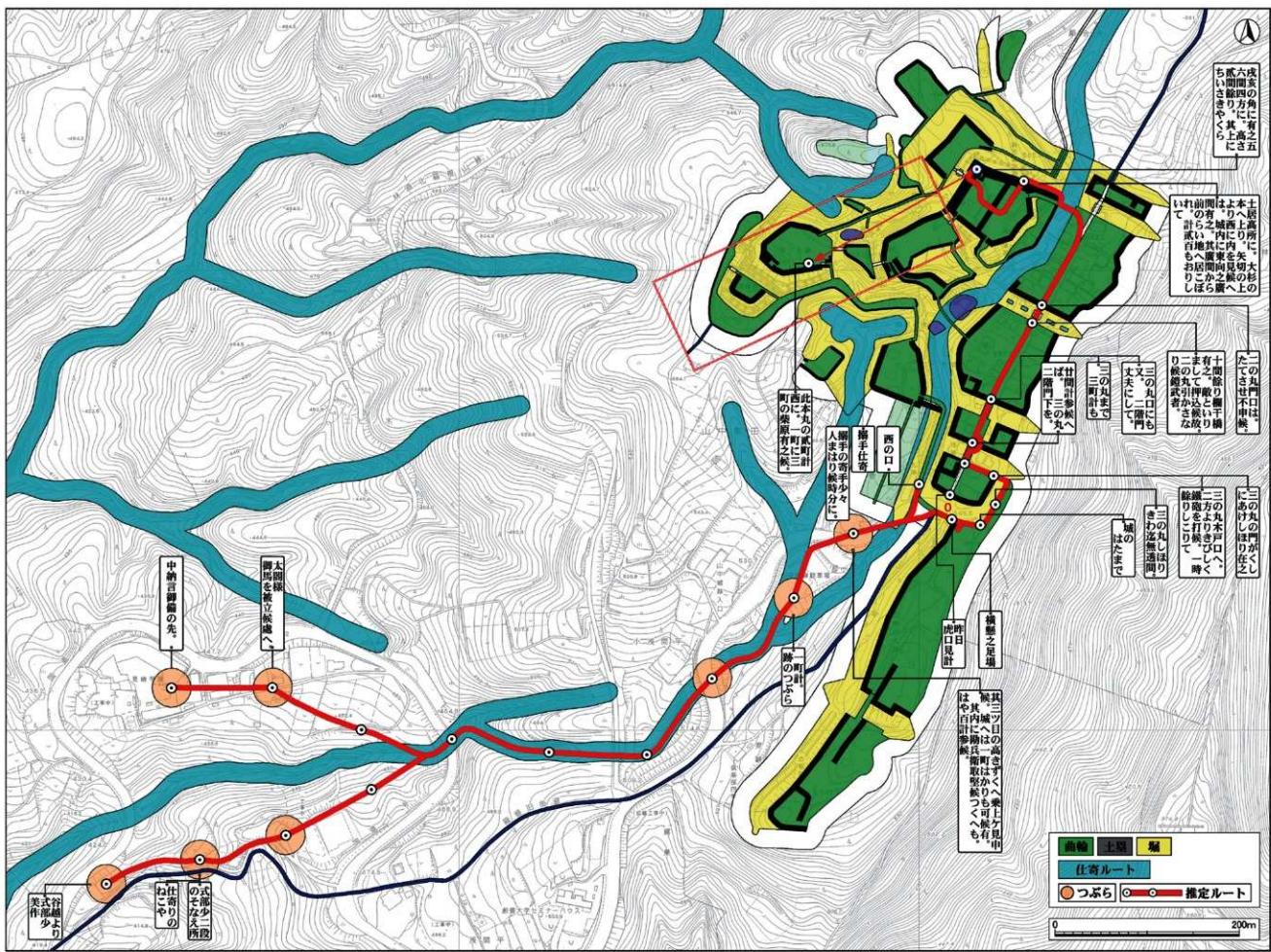
4. 断面



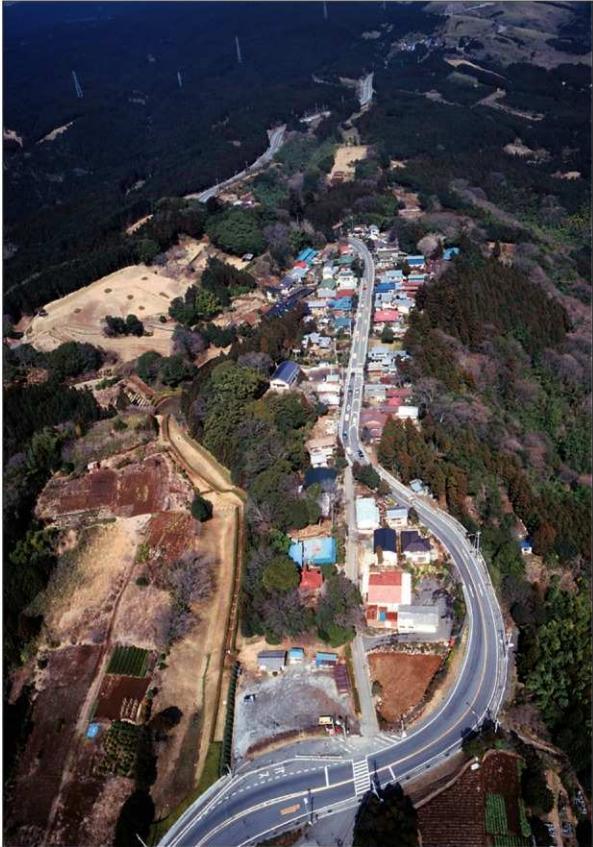
5. 埋め戻し



6. 完了

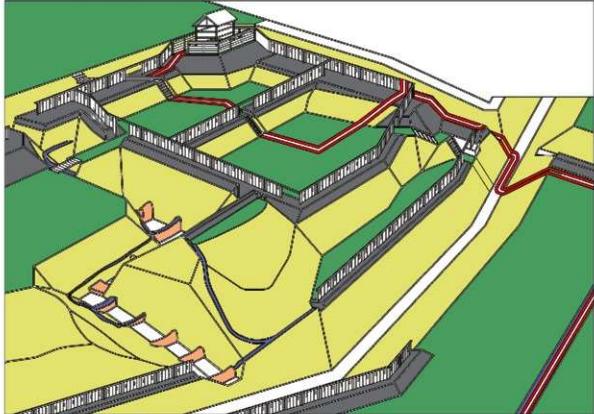


卷末図版 B

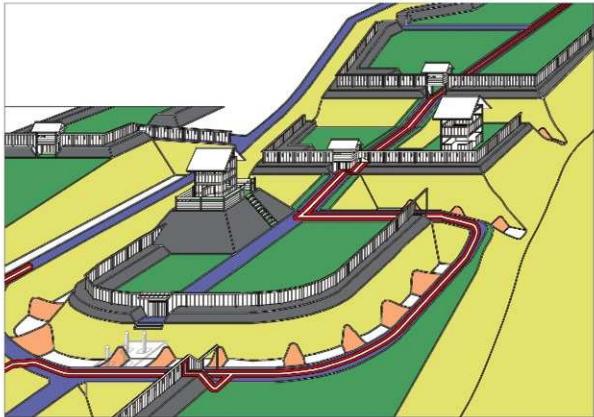


山中城跡 南出曲輪～天守曲輪を望む

卷末図版 9



1. 天守曲輪周辺の推定復元図



2. 南出曲輪周辺の推定復元図

報告書抄録

ふりがな	みしましまいぞうぶんかざいはつくつちょうさほうこく にじゅういち							
書名	三島市埋蔵文化財発掘調査報告書							
調査名	山中城跡・本調査・確認調査－山中城跡と平成25年度実施の本調査・確認調査							
著者名	芦川忠利・矢田香緑里・須原淑乃							
編集機関	三島市教育委員会							
所在地	静岡県三島市大町8番38号 TEL 055-983-2872 FAX 055-983-0874 E-mail:bunka@city.mishima.shizuoka.jp							
発行年月日	西暦2017年3月31日							
所収遺跡名 (フリガナ)	所在地 (フリガナ)	コード	番号	北緯	東経	期間	面積	原因
山中城跡 (ヤマナカジョウアト) もうひとりの勘兵衛	静岡県三島市山中新田 (シズオカケンミシマヤマナカシテン)	222062	243	33° 09' 16"	138° 59' 40"	1990～2003	—	まとめ
多呂ノ前道路 (タロノマエイセキ) 第6地点	静岡県三島市安久 (シズオカケンミシマヤスヒサ)	222062	472	33° 05' 09"	138° 55' 51"	20130107～1124	131.4af	道路改良工事
中ノ坪道路 (ナカノツボイセキ) 第10地点	静岡県三島市長伏 (シズオカケンミシマナガフセ)	222062	467	33° 03' 14"	138° 54' 52"	20130408	3.0mf	個人住宅新築工事
箱根田道路 (ハコネタボイセキ) 第7地点	静岡県三島市安久 (シズオカケンミシマヤスヒサ)	222062	461	33° 03' 14"	138° 55' 53"	20130415	9.0mf	宅地分譲事業
御園川道路 (ミソノガワイセキ) 第5地点	静岡県三島市谷田 (シズオカケンミシマヤタ)	222062	405	33° 06' 20"	138° 55' 59"	20130426	2.4mf	個人住宅新築工事
下久保道路 (シモクボイセキ) 第2地点	静岡県三島市中島 (シズオカケンミシマナカジマ)	222062	448	33° 05' 57"	138° 55' 56"	20130517	4.5af	個人住宅新築工事

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
山中城跡	城館跡	中世	城跡		
多呂ノ前道路 第6地点	墓域	弥生時代	溝状遺構・土坑・柱穴	土器・石器	
中ノ坪道路 第10地点	散布地				道路空白地である。
箱根田道路 第7地点	散布地				道路消失地である。
御園川道路 第5地点	散布地				道路空白地である。
下久保道路 第2地点	散布地				道路消失地である。

©2017

三島市理蔵文化財発掘調査報告

XXI

発行年月日 平成29年3月31日

編集・発行 三島市教育委員会

印 刷 大和印刷株式会社

〒411-0035 三島市大宮町1丁目8番38号

電話 055-983-2672

FAX 055-983-0870

E-mail bunka@city.mishima.shizuoka.jp
